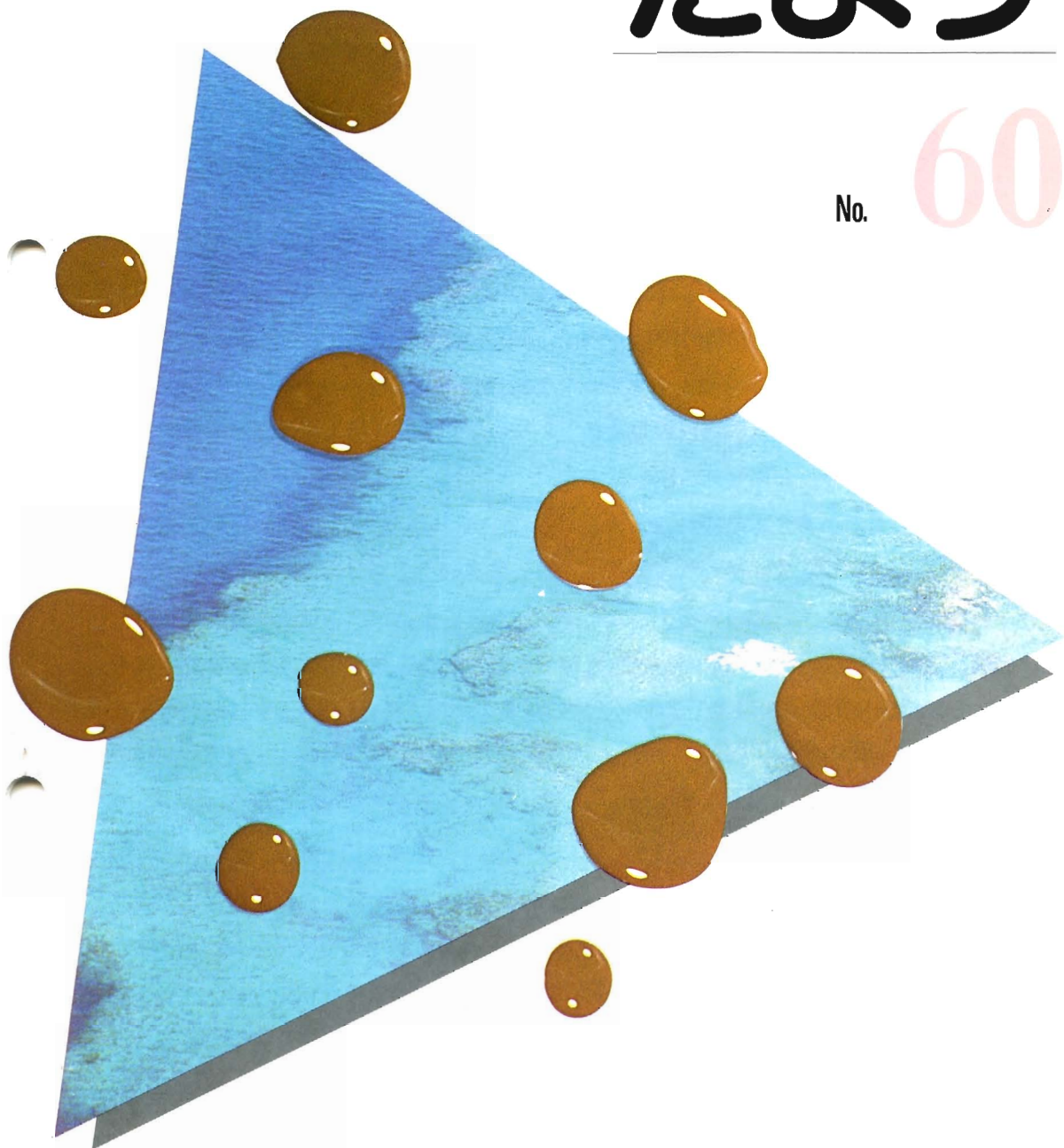


1996 8

# 油濁基金 だより

No. 60



財団法人 漁場油濁被害救済基金



海岸への漂着油回収清掃作業風景

平成7年10月、鳥根県鹿島町地区の海岸にタール状の油が大量に漂着、定置網や磯根資源に被害の恐れがあり、地元漁業者により海岸の清掃が行われた。

## 目 次

(寄稿)	頁
1. 油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について／小幡 浩一 ……	1
2. 海洋汚染の現状と防止対策／高橋 正純 ……	4
3. 平成8年度漁場環境保全新規予算の概要／小幡 浩一 ……	18
4. 周防灘重油流出事故について／大分県林業水産部漁政課 ……	23
(基金記事)	
1. 平成7年度事業の概要 ……	27
2. 平成7年度漁場油濁被害発生図 ……	34
3. 平成7年度漁場油濁被害発生状況一覧表 ……	35
4. 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き ……	38
5. 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き ……	40
6. 労務費及び漁船用船費の改訂について ……	41
7. 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿 ……	42
8. 評議員の委嘱について ……	48
9. 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について ……	48
(官庁等人事異動) ……	49
(事務所移転のお知らせ) ……	50
(編集後記)	

(寄稿) 油汚染事件への準備及び対応のための  
国家的な緊急時計画について

水産庁研究部漁場保全課  
指導第二係長 小幡 浩一

平成7年12月15日、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（以下「緊急時計画」という。）」が、閣議決定されました。

この緊急時計画は、OPRC条約（1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約）第6条に基づき策定されたものであり、その概要をご紹介します。

## 1. 策定の経緯

平成元年、アラスカ沖でタンカー「エクソン・バルディーズ号」の座礁に伴う大規模な油流出事故による海洋汚染が発生しました。これを契機に油流出事故に対する初期対応の重要性が国際的に認識され、同年のアルシェ・サミットの経済宣言に、「国際海事機関（IMO）が、油汚染の一層の防止活動のための提案を提示するように求める」旨の記述が盛り込まれました。

これを受け、IMOにより検討を進めた結果、平成2年ロンドンで開催された国際会議においてOPRC条約が作成され、平成7年5月13日に発効しました。

我が国においては、平成7年5月12

日条約加入の国会承認が行われ、平成8年1月17日から効力を発生しました。

この条約中には、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制の確立（準備及び対応のための国家的な緊急時計画の策定）が義務付けられており、これを担保するために緊急時計画が策定されました。

## 2. 概要

この緊急時計画は、油汚染事件の発生に対し、国、地方公共団体及び関係者が一体となり初期の段階から迅速かつ効果的な措置を行うことにより、海洋環境の保全及び国民の生命、財産の保護を目的とするものであり、油汚染事件に対する準備、対応及び関係行政機関等の相互の連携等が定められています。

また、従来からある油汚染事件に関する様々な計画との調和を図りながらも、海洋環境の保全を大きな柱の一つとして、防災対策と一体的に位置づけた計画となっていることが、大きな特徴となっています。主な内容は以下のとおりです。

### ① 情報の総合的整備

関係行政機関は、油汚染事件に対応

する措置を的確に講じ、被害を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（漁場、養殖場等）を収集・整理し、たとえば情報図として整備する。

#### ② 通報・連絡体制の整備

関係行政機関は、関係地方公共団体、関係団体等との連携協力のもとに必要な対策が適切に実施されるよう相互の連絡体制の整備を図る。

#### ③ 関係資機材の整備

関係行政機関は、油汚染事件の対応のため必要な資機材の整備に努める。

#### ④ 対応体制の確立

油汚染事件が発生した場合、関係機関等はそれぞれの対応体制の確立に努めるとともに、相互の協力体制の確立に努める。

#### ⑤ 情報の連絡

関係行政機関又は関係地方公共団体は、必要に応じ、あらかじめ定められた連絡網に従い、関係者等に入手した情報、対応に必要な情報を提供する。

#### ⑥ 油防除対策の実施

排出油の防除は、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ適切に排出油の拡散の防止、回収及び処理を実施する。

また、油の化学的処理は、気象・海象、漁場等の分布等を勘案して、機械

的回収又は物理的回収のみによることが困難な場合において実施する。

### 3. 水産庁の取り組み

水産庁としても、海洋環境の保全を図ることにより、漁場環境の保全及び漁業被害の防止を図る観点から、本計画の作成に関し、初期の段階から積極的に参画し、水産業に配慮した施策を盛り込みました。概要は以下のとおりです。

① 漁場、養殖場、藻場、干潟等油汚染により重大な影響を受ける可能性の高い箇所等に関する情報の整備、活用

② 漁場等の保全等の対応措置が、迅速かつ的確に行われるよう、地方公共団体及び関係団体等との連絡協力体制の一層の確保

③海上保安庁その他の関係行政機関等からの情報に基づき、油汚染事件が漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、漁場等の保全等の対策に反映

④ 漁場等に油汚染が発生した場合、必要に応じて保全修復対策の実施

また、これら施策の的確かつ迅速な実施について水産庁長官通達により、地方公共団体及び関係団体等に対して御協力等を依頼しており、当庁としましても油汚染事件に対して、海洋環境の保全及び漁業被害の防止について一層積極的に推進して行く考えでありますので、関係機関等の皆様におかれましても御協力を御願いたします。

(参 考)

OPRC 条約の主な内容等

1. 効力発生 1995年5月13日発効し、1996年1月17日から我が国において効力を生じた。
2. 締 約 国 平成7年3月9日現在21カ国  
アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノールウェー、パキスタン、セネガル、セイシエル、スペイン、スウェーデン、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラ
3. 主な内容
  - (1) 船舶、シーバース等に対する油流出事故を想定した油汚染緊急マニュアルの義務付け
  - (2) 油流出事故の発見者等に対する沿岸国への迅速な通報の義務付け
  - (3) 油流出事故に対するための国内体制の整備
  - (4) 油流出事故が発生した国からの要請に応じた援助の提供
  - (5) 油防除にかかる研究開発及び技術協力の促進

《参照条約》

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約

第6条 準備及び対応のための国家的

及び地域的な体制

- (1) 締約国は、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。この体制は、少なくとも次の要件を満たすものとする。
  - (a) 次に想定する組織を指定すること。
    - i 油による汚染に係る準備及び対応について責任を有する自国の権限のある当局
    - ii 第4条に規定する油による汚染に係る通報の受領及び伝達について責任を有する自国の業務上の窓口
    - iii 援助を要請し又は要請された援助の提供を決定することについて自国を代表する権限を有する一の当局
  - (b) **準備及び対応のための国家的な緊急時計画**（機関が作成した指針を考慮にいたしたもの）であって、関係を有する各種の団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）の相互の関係について定めるものを有すること。

(寄稿)

## 海洋汚染の現状と防止対策

海上保安庁警備救難部海上環境課

企画係 高橋 正純

### I 海洋汚染の発生確認状況

海上保安庁は、昭和46年の海洋汚染防止法（現行の「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」）の成立及び「海上公害課」の発足を契機に、我が国周辺海域における海洋汚染の監視取締り体制を強化するとともに、油、廃棄物、工場排水等による海洋汚染を巡視船艇、航空機等により監視し、また、(財)海上保安協会が指名する海洋環境保全推進員、海事・漁業関係者等海上保安庁以外の協力者から通報を受けてこれを確認することにより、我が国周辺海域における海洋汚染の実態を把握してきました。

この成果は、毎年「海洋汚染の発生確認件数」として公表し、海洋汚染の状況を知る一つの指標として、海洋環境保全講習会等において広く利用されています。

平成7年の「海洋汚染の発生確認件数」は次のとおりです。

#### 1. 概要

海上保安庁が平成7年1月から12月までの間に、我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は811件

であり、このうち油による汚染は497件、油以外のものによる汚染は269件、赤潮は45件となっており、前年（732件）に比べ、79件（約11%）増加しています。（図1参照）

#### 2. 油による汚染

油による汚染は497件で、前年（373件）と比べ124件（約33%）増加しました。

海域別では、東京湾が最も多い123件で、瀬戸内海（大阪湾を除く。）96件、九州沿岸58件がこれに続いています。（図2参照）

排出源別にみると、船舶からのものが386件と約8割を占めており、その他陸上等からのものが13件となっています。また、原因別にみると、故意によるものが最も多い133件で、取扱不注意124件、海難によるもの109件がこれに続いています。（図3、4参照）

#### 3. 油以外のものによる汚染

油以外のもの（有害液体物質、廃棄物、工場排水等）による汚染は269件であり、前年（315件）と比べ46件（約15%）減少しました。

汚染物質別では、廃棄物によるものが最も多い196件、有害液体物質53件、その他（工場排水等）20件がこれに続いています。

海域別では、瀬戸内海（大阪湾を除く。）が最も多い65件で、大阪湾45件、本州南岸43件がこれに続いています。

排出源別にみると、陸上からのものが146件、船舶からのものが73件となっており、その原因のほとんどが故意によるものです。（図3、4参照）

#### 4. 赤潮

赤潮は45件で、前年と比べ1件増加しており、主な発生場所としては、伊勢湾11件、瀬戸内海（大阪湾を除く。）10件が確認されています。

## II 海洋汚染の防止対策

### 1. 海洋環境保全に係る調査

海上保安庁では、海水、海底堆積物、廃油ボールの漂流・漂着状況、海上漂流物調査等さまざまな調査を実施し、海洋汚染に係るバックグラウンドデータの収集を行っています。

#### (1) 廃油ボールの漂流・漂着状況の調査

40年代前半から、主としてタンカーから排出されたバラスト水、タンク洗浄水等に含まれる油分が、海上又は海浜において変成し、凝固したものと考

えられる固形物あるいはタール状の油塊、いわゆる廃油ボールが、我が国周辺の海岸に漂着し、漁業被害や景観の悪化をもたらす事件が相次いで発生しました。

海上保安庁は、廃油ボールの実態を把握するため、46年6月以来、定期的に我が国周辺海域（15定線）及び沿岸部（28定線）における廃油ボールの漂流・漂着状況の状況について調査してきたが、49年10月、我が国が全世界海洋情報サービスシステム（IGOSS）の油による海洋汚染モニタリングパイロットプロジェクトへの参加を決定したことに伴い、それまでの調査を発展させ、50年6月から国際的に統一された観測手法に基づき調査を実施しています。このプロジェクトは、55年以降はユネスコ・政府間海洋学委員会（IOC）が新たに策定した油、重金属等による海洋汚染を世界的に常時監視するための海洋汚染モニタリング計画（MARPOLMON）の一環として実施しています。

7年の廃油ボールの漂流・漂着状況の調査結果によれば、漂流は前年に比べ減少しています。これは南西諸島海域での減少によるものです。また、漂着については、前年に比べ増加しています。これは日本海沿岸での増加によるものです。（図5、6参照）

## (2) 海上漂流物の実態調査

近年、海洋におけるビニール、発砲スチロール等の海上漂流物による海洋生物へ被害をもたらす海洋汚染が世界的にも関心を集めていることから、海上保安庁では実態を把握するため、平成3年1月から我が国周辺海域に15の定線を設定し、定期的に巡視船による目視調査を実施しています。

7年の海上漂流物の実態調査結果によれば、全体の約70%を発砲スチロール、ビニール類等の石油化学製品が占めており、前年に比べて確認した漂流物は減少しています。(図7参照)

### 2. 海洋環境保全のための監視取締り

海上保安庁では、海洋汚染を防止し、美しい海を守っていくために、巡視船艇、航空機の効率的な運用等により、我が国周辺の広大な海域において発生する海洋汚染の監視取締りを行っています。

さらに、海洋汚染事犯、自然環境を損なう事犯等の海上環境事犯の一掃を図るため、期間を定めて年2回、「海洋環境保全推進週間」並びに全国一斉の集中的な取締りを実施しています。

海上保安庁が平成7年に送致した海上環境関係法令違反は、859件でした。(表1参照)

この内、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律違反が547件と大部分

を占めており、次いで廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が172件、港則法違反が102件と続いています。また、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反等その他の環境関係法令違反は7件でした。

なお、最近検挙した海洋汚染事犯としては、次のようなものがあります。

- 砂利採取運搬船が、5回にわたり、船底に溜まった油性混合物(ビルジ)を錨泊中、故意に船外に排出した事例
- 養豚場から直接海域に通じるパイプを使用して、大量の糞尿を海域に投棄した事例
- 臨海工場から、水素イオン濃度及び化学的酸素要求量について、排出基準を上回る汚水を海域に排出した事例

また、我が国領海内で発生した外国船舶による海洋汚染事犯については、我が国の法令を適用してその刑事責任を追及しており、平成7年は、外国船舶に係る海洋汚染事犯32件を送致しました。

さらに我が国の法令の執行ができない公海上での外国船舶による油等の不法排出については、国際条約により当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い、適切な措置を求める旗国通報制度があり、平成7年は、18件の旗国通報を行いました。我が国は、旗国通



報を昭和46年から実施し、平成7年末までに、その数は501件に達していません。(表2参照)

### 3. 海洋環境の保全指導

海上保安庁が確認した海洋汚染の大半は油取扱い時の不注意、廃棄物の故意の投棄等の人為的要因により発生しており、海洋環境保全の重要性に対する認識不足が見受けられることから、海上保安庁では、6月5日の「環境の日」及び11月1日から一週間を「海洋環境保全推進週間」とし、訪船指導、海洋環境保全講習会の開催等あらゆる機会を通じて、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について集中的な指導を実施しています。

本年6月5日から11日までの海洋環境保全推進週間の期間中には、2,057隻(日本船1,828隻、外国船229隻)の船舶を訪船し、指導を行い、環境月間である6月には、全国109箇所において、海洋環境保全講習会を開催し、海事・漁業関係者、事業者、海洋レジャー愛好者等計15,000名に対し、指導啓発を行いました。

また、海中公園への海洋環境保全コーナーの設置、小学校等の授業における漫画による海洋環境保全啓発用パンフレットの利用等により、国民一般に海

洋環境保全の重要性を訴えるとともに、海浜での空き缶、プラスチック等のゴミの投棄等、身近な環境問題を提起し、海洋環境の保全に関する普及啓発を促進しました。

さらに、8年度から(財)海上保安協会の事業として「海洋環境保全に関する推進」事業が発足し、全国に配置されたボランティアである統括海洋環境保全推進員及び海洋環境保全推進員が海浜清掃等の各種行事の場を利用した啓発用パネルの展示及びビデオの上映並びにパンフレット等資料の配付により広く一般市民に対する密着した海洋環境保全思想の周知・啓発活動を行っています。

7年から、最近、社会問題となっているFRP船舶等の不法投棄について、不要となった船舶の早期適正処分を指導する内容等を記載した「廃船指導票」(オレンジシール)を当該船舶に貼付することにより、原因者による自主的かつ円滑な処理の促進を図っています。7年4月から12月までに、1,318隻(内FRP船716隻)の船舶に廃船指導票を貼付し、この内、837隻(内FRP船456隻)が処理されています。(図8参照)

また、地方公共団体等に対し、協議の場を通じ、それぞれの地域に適した廃船の適正処理体制の確立を求めているとともに、広く一般市民の間にも廃

船問題に対する関心を高めていくこととしています。

最近、各地で乗揚げ海難によって放置された外国船舶による海洋環境の悪化等の問題が生じているが、海上保安庁では、外国にある船主等に対し、外交ルートを通じて船体の早期撤去についての指導及び地方公共団体等に対する情報提供等船体撤去のための協力を行うなど適切に対処しています。

### Ⅲ おわりに

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンとして、陸・海・空の職員が一体となって、海洋汚染の監視取締りはもとより海洋環境の保全指導等海洋汚染の防止に取り組んでおり、油等による海洋汚染の防止を訴えるため、その指導対象を一般の人々にまで広げ、啓発用資料を作成・配布する等の活動を今後とも積極的に展開することとしています。

また、「青い海」を未来に残すためには、皆様のご理解とご協力が不可欠であることはいうまでもありません。今後とも、海洋環境保全講習会や地区海洋環境保全推進運動等への参加、海洋汚染発見の際の最寄りの海上保安部等への通報等についてよろしく願いいたします。

なお、海上保安庁では、平成5年11月の「環境基本法」の施行、平成6年

12月の同法に基づく「環境基本計画」の策定等環境行政が大きな転換期を迎えたことにより、従来の「公害防止」に加え、「環境保全」の観点から、これらに積極的かつ的確に対応し、環境関係法令に係る違反の防止及び取締りを一元的に所掌する業務執行体制を確立するため、平成7年4月、「海上公害課」を「海上環境課」に改組したところであり、今後とも海洋環境の保全に向け、海洋汚染の監視取締りを行うとともに、海事関係者のみならず海洋レジャー関係者等の一般国民も対象に講習会を開催する等国民との触れ合いの場を設け、海洋環境の保全に関する指導啓発活動の充実強化を図ることとしています。

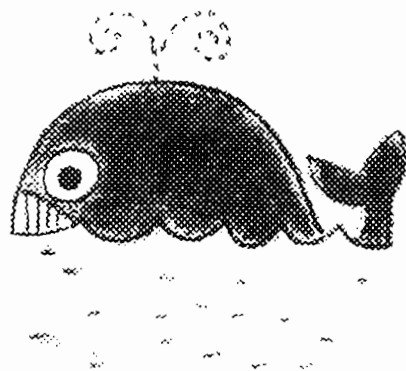


図1 海洋汚染の発生確認件数の推移

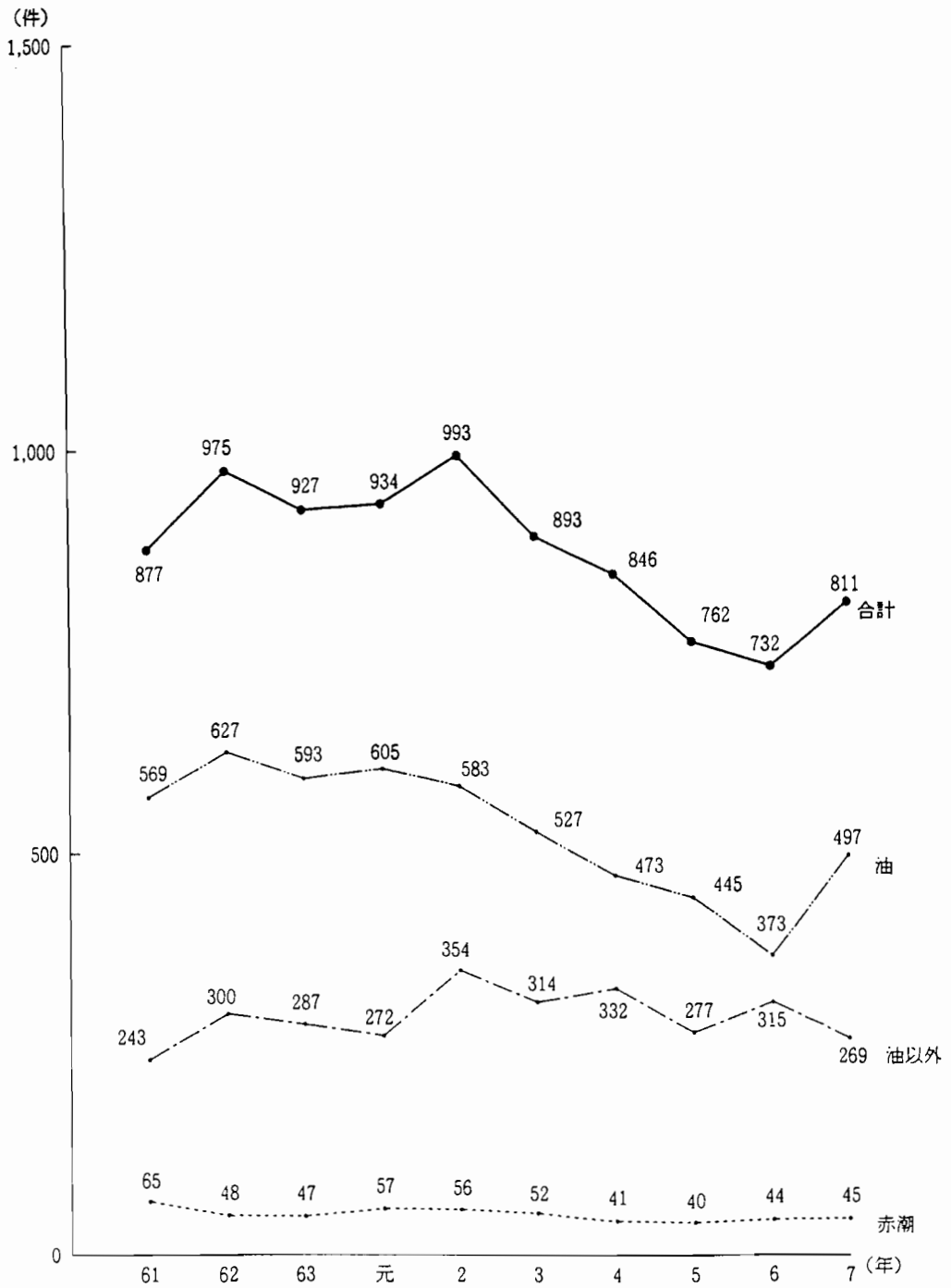


図2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成7年）

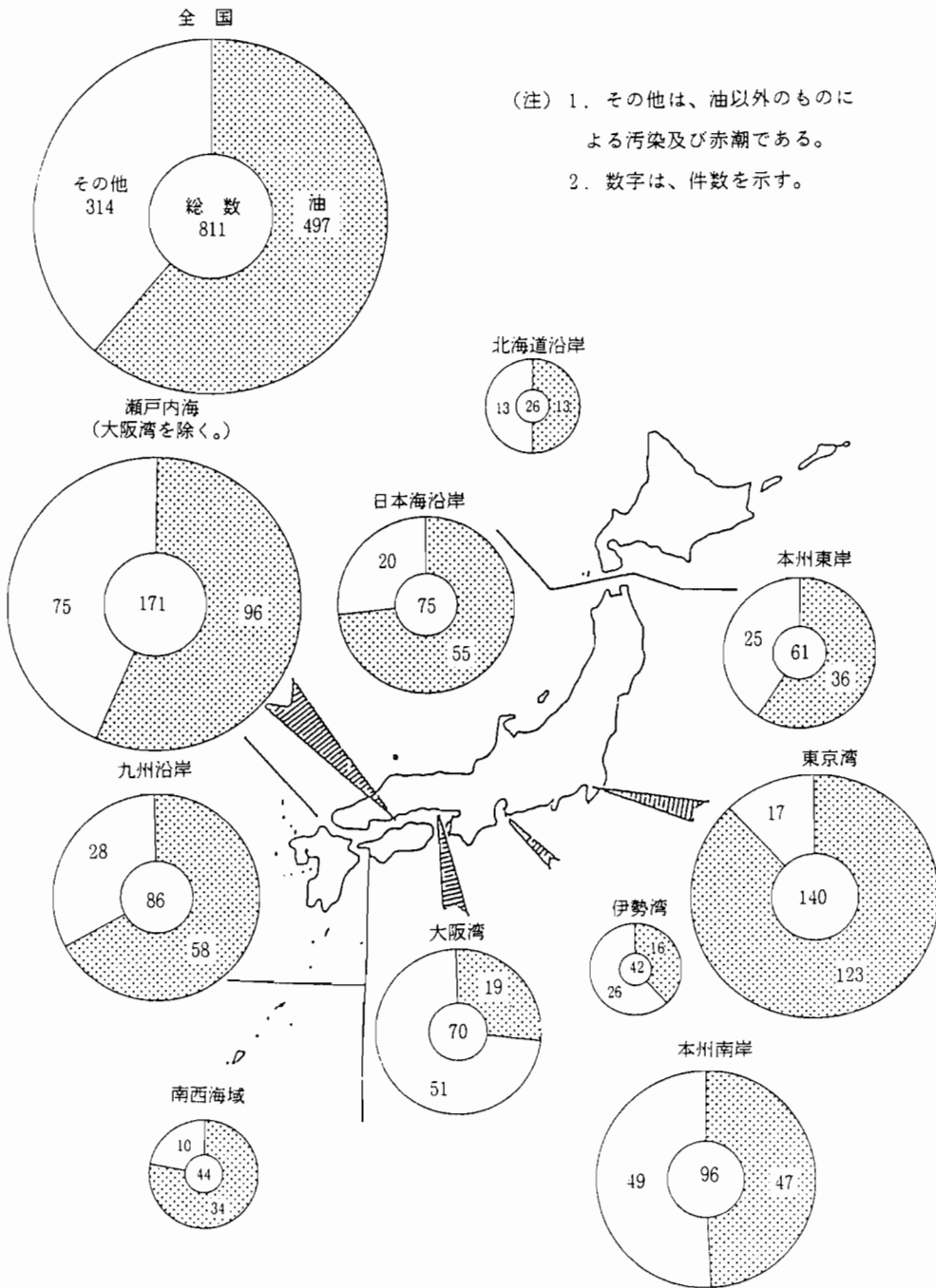


図3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（平成7年）

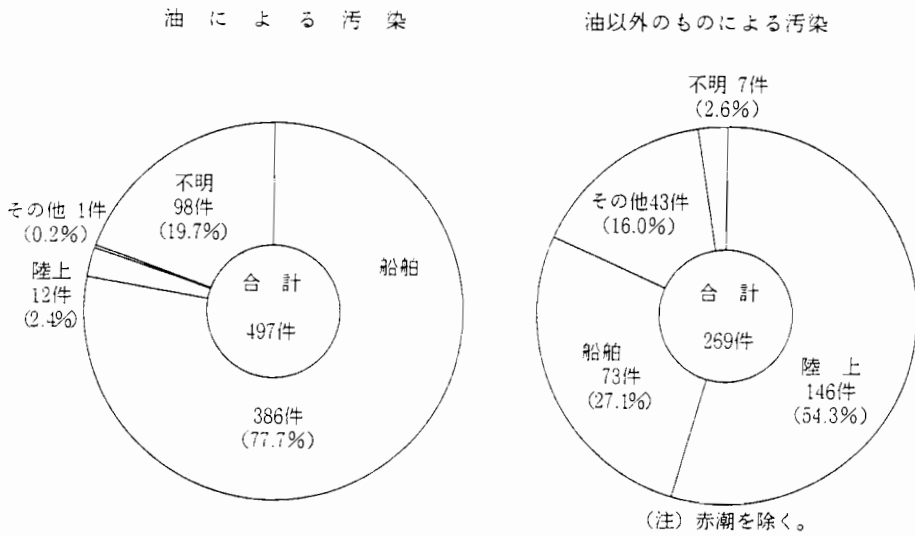


図4 海洋汚染の原因別発生確認件数（排出源判明のものに限る）（平成7年）

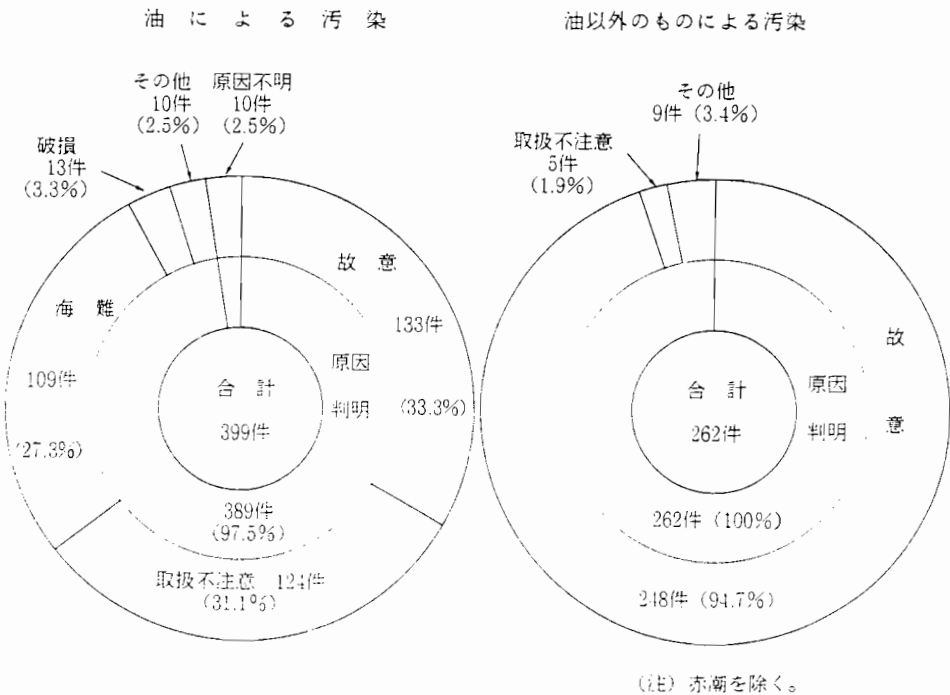


図5 漂流廃油ボール採取状況の推移（3年～7年）

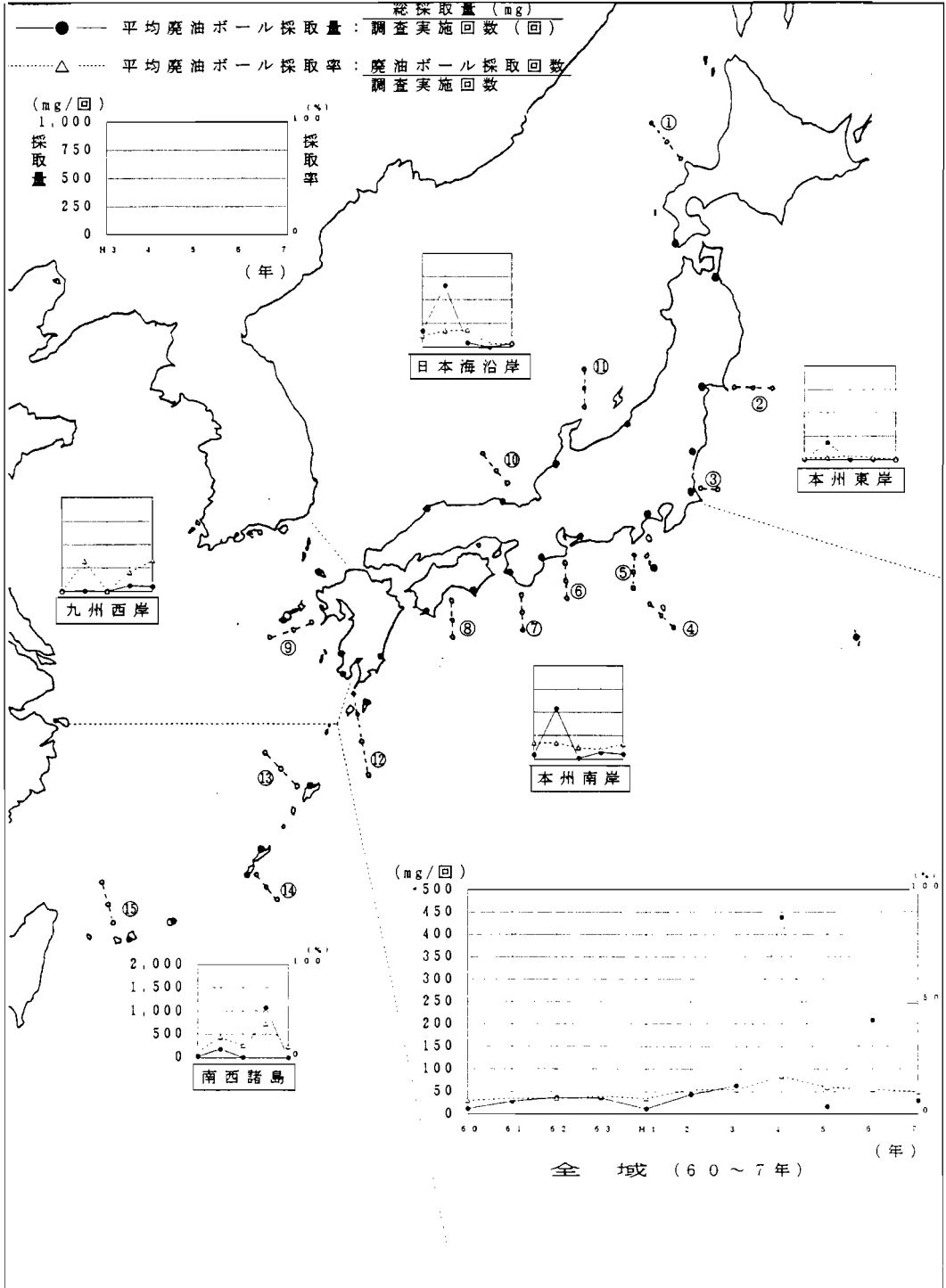


図6 漂着廃油ボール採取状況の推移（3年～7年）

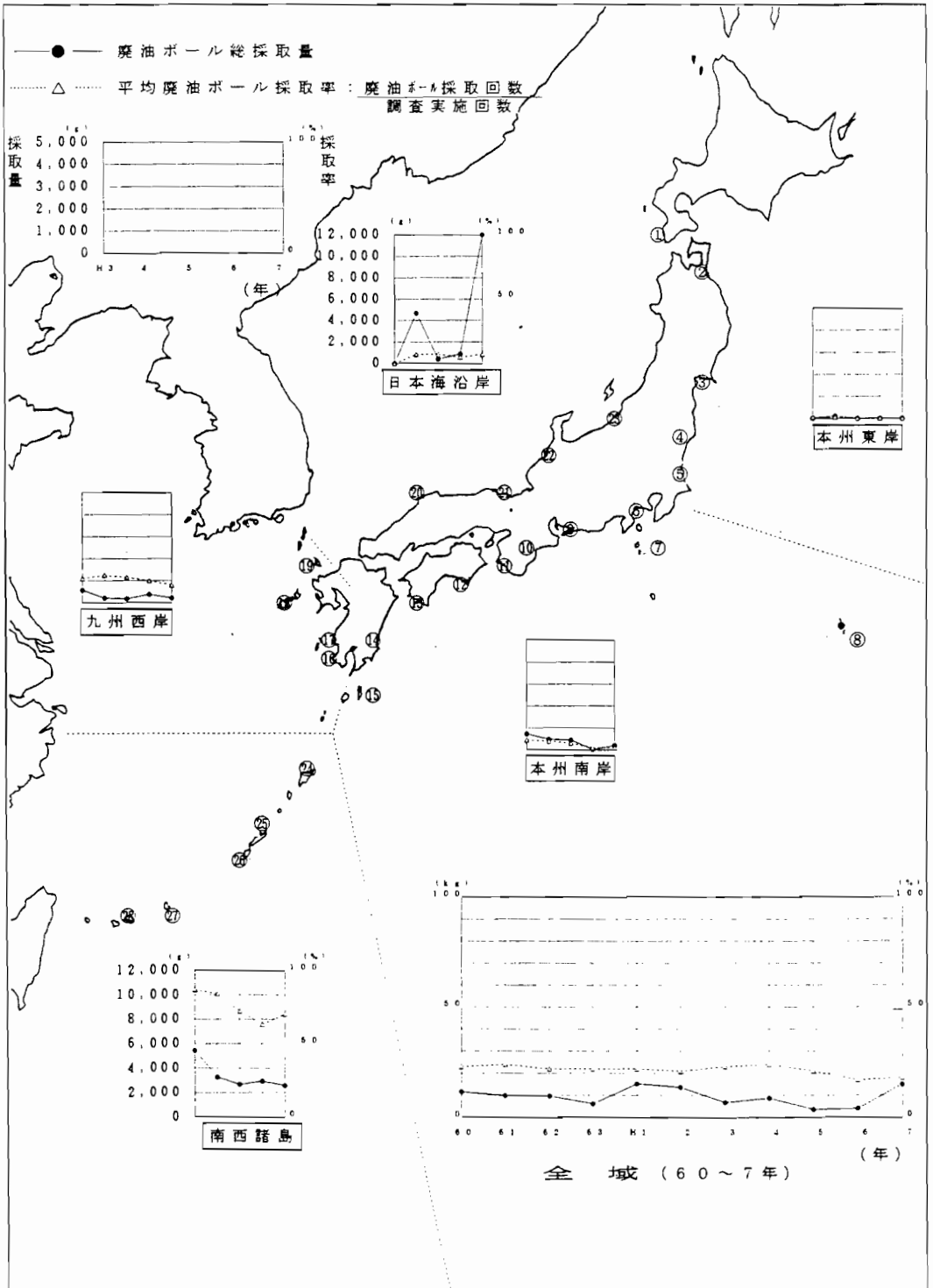


図7 海上漂流物目視調査結果（平成7年1月～12月）

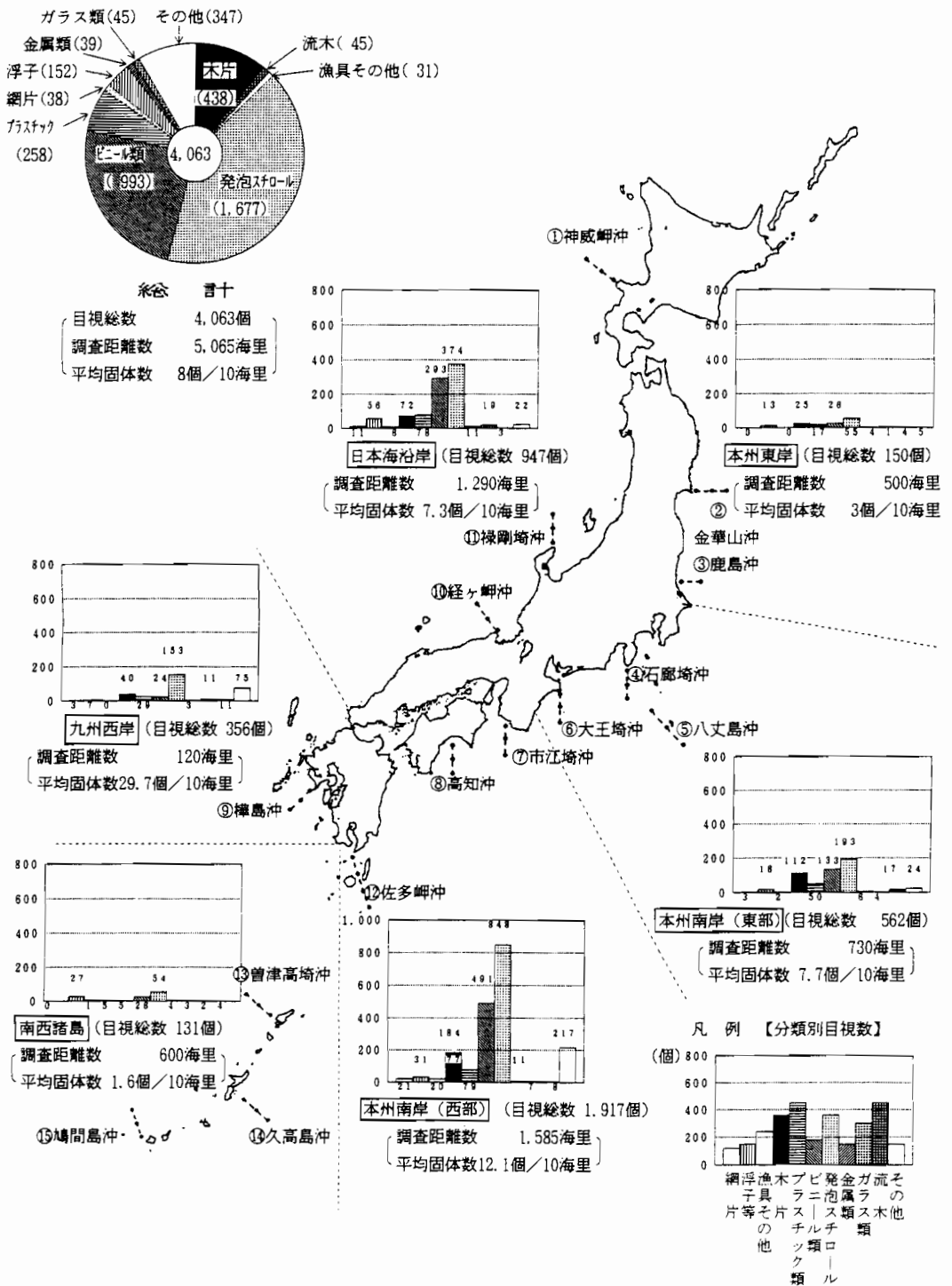




表1 海上環境関係法令違反送致件数の推移

(単位：件)

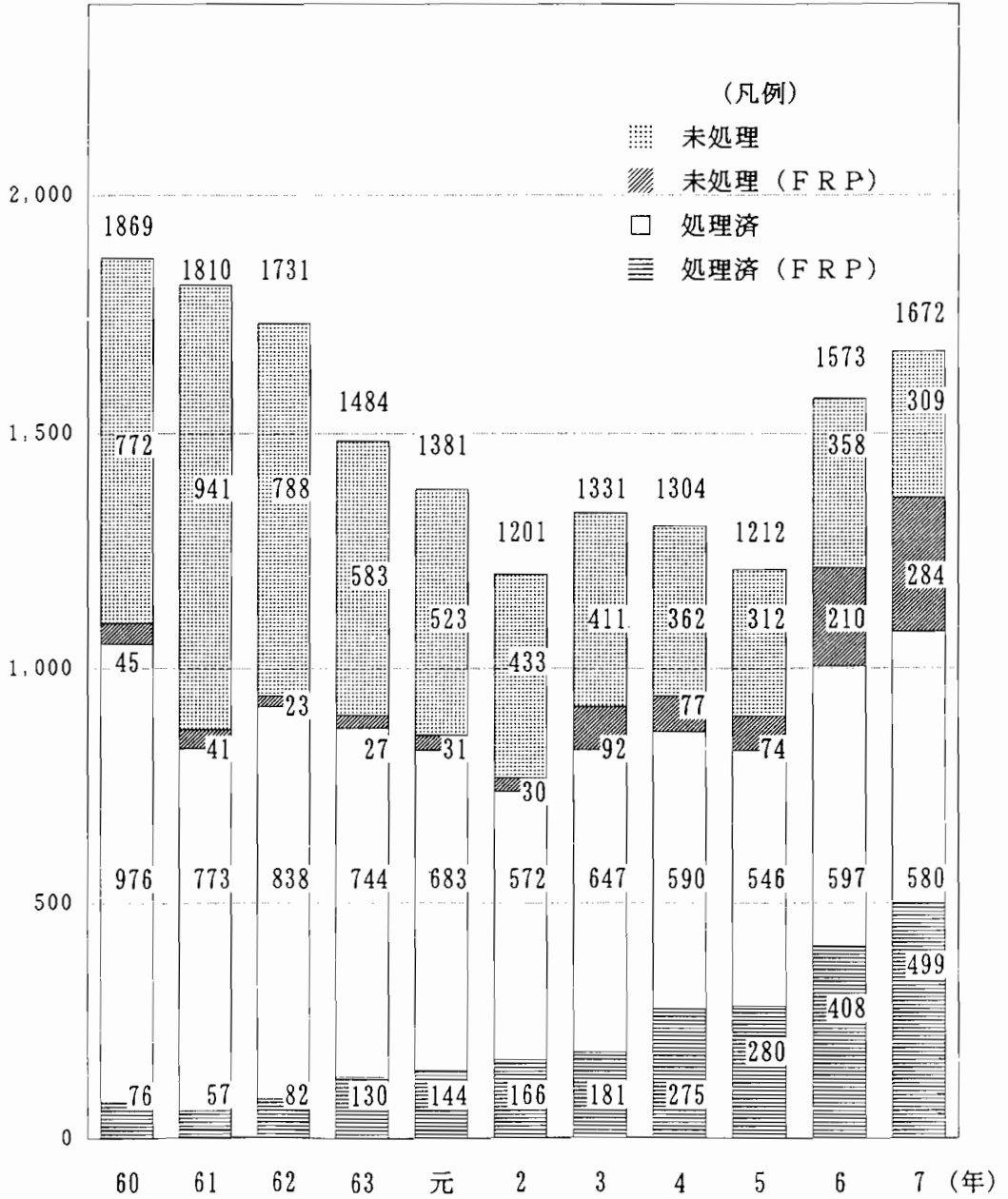
区分 法令名		違反事項	送致件数				
			3年	4年	5年	6年	7年
海上公害関係法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反	276	242	252	185	195
		船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反	22	26	36	79	78
		船舶からの廃棄物排出禁止規定違反	94	32	27	34	20
		廃船等の投棄禁止規定違反	471	525	562	381	146
		油記録簿の備え付け・記載・保存義務規定違反	45	43	50	27	19
		有害液体物質記録簿の備え付け・記載・保存義務規定違反	20	26	19	26	46
		その他の規定違反	27	27	35	47	43
	小 言十		955	921	981	779	547
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等	229	170	216	210	172
	水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等	21	17	18	22	25
港則法	廃油を捨てるなどの水路保全規定違反等	134	139	129	118	102	
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等	8	15	7	1	1	
小 言十		1,347	1,262	1,351	1,130	852	
その他の環境関係法令	鳥獣保護及狩猟に関する法律違反等	9	0	0	0	7	
合 言十		1,356	1,262	1,351	1,130	859	

表2 外国船舶による海洋汚染確認件数等の推移

			平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年
海 洋 汚 染 の 確 認 件 数	油 に 汚 よ る 染	日本の領海内	87	60	52	50	63
		日本の領海外	15	17	17	21	18
		小 計	102	77	69	71	81
		油以外のものによる汚染	1	3	5	4	3
		合 計	103	80	74	75	84
送 致 件 数			55	38	38	35	32
旗 国 通 報 件 数			9	14	14	17	18

図8 投棄船舶の状況

(単位：隻)



(注) 海難による放置船舶は含まない。

(寄稿)

## 平成8年度漁場環境保全新規予算の概要

水産庁研究部漁場保全課

指導第二係長 小幡 浩一

平成8年度漁場環境保全予算につきまして、新規のものの概要を御報告いたします。

### 1. FRP 漁船等廃棄物処理促進技術開発調査費

(委託費) 予算額 20,903 千円

近年、FRP 漁船等、漁業活動に伴って生じる廃棄物の処理問題の深刻化が懸念されています。

漁業系廃棄物は産業廃棄物であり、本来漁業者自らの責任において処理すべきものですが、水産庁としては漁業系廃棄物の計画的かつ適正な処理を推進するため、処理施設及びその用地整備について助成措置の対象としています。

しかし、現実には廃棄物の収集、処理施設の運営といったソフト面での負担が大きな障害となり適正な処理がされているとは言えない現状にあり、資源の有効利用という観点からみても廃棄物のリサイクルを伴った処理を推進する必要があります。

このため、FRP 漁船等廃棄物の計画的かつ適正処理を推進するとともに、処理再利用の事業化を確立するための処理促進技術開発事業を実施し、今後

の廃船処理事業化に向けて処理体制の確立及び検討会の開催並びに所要の技術開発試験を行います。

具体的には、

漁業系廃棄物の計画的かつ適正な処理を積極的に推進するため、漁業団体・産業界・地方自治体を含めた処理体制(廃棄物処理推進協議会)を設置し、処理費用負担区分等を評価・検討する。

また、将来的な処理事業化の計画策定に資するためにコストパフォーマンスの検討を含め FRP の焼却後に発生する処理副産物を商品化するための、基礎的な技術開発試験を行う。

### 2. 赤潮・貝毒情報ネットワークシステム利用技術開発試験費

海洋微生物活用技術開発試験費

(委託費) 予算額 50,928 千円

赤潮情報ネットワークシステムについては、平成7年度までに、

- ① 予察支援機能
  - ② ネットワーク機能
  - ③ 基礎文献や主な調査データのデータベース化
  - ④ 研究支援ソフトの整備
- がなされたところであります。

一方、従来赤潮の発生を極めて地域的な環境変化で捉えようとしてきましたが、最近の研究では隣接する広範囲な海域環境の変化も無視し得ない要因との認識が広まってきています。

このため、赤潮・貝毒の原因プランクトンの発生機構、発生域の移動集散の解明を図るに当たっては、隣接海域はもとより外洋域の海象、気象等のデータ提供が必要となっていており、これら高度情報を即時・大量に伝送するためのシステム開発、また、これらを利用した広域のかつ総合的な視点からの加工情報の提供が、つよく望まれています。

具体的には、

#### (1) 高度ネットワーク機能開発試験

人工衛星から情報（表面水温、水色、海面高度等）やプランクトン発生を左右する日照積算時間、降雨量、風向風力等の気象情報等を活用し、赤潮・貝毒発生予察技術の向上に資するため外部データベースと(社)日本水産資源保護協会のホストコンピュータとを繋ぎネットワーク化するための機能開発試験を行うとともに、高度情報伝達のためのシステム開発（ISDNの導入）を行う。

#### (2) 加工情報提供試験

瀬戸内海や道東・三陸海域など一定のまとまりを持った広域のかつ総合的な赤潮・貝毒情報を、利用価値の高いリアルタイムでビジュアルな情報に加

工しユーザーに提供するための機能開発試験を行う。

#### (3) ネットワークシステム運用試験

上記のような高度情報の送受信を行う本ネットワークシステムについて、試験研究機関のみでなく行政機関をも含めて円滑に運用させるための試験（赤潮・貝毒それぞれについて重点地域を選定したモデル運用（予察支援技術の利用、研究支援ソフトの活用、観測データの即時入力）等）を実施する。

### 3. 海洋生態系保全型漁業確立実証調査費

（委託費） 予算額 54,000 千円

近年、漁業がその対象とする種以外の生物に与える影響、あるいは海洋生態系全体に与える影響についての問題等が顕在化するようになってきています。

今後、漁業活動に伴う環境問題に対する関心は益々高まることが予想されることから、環境への影響を最小限にするような操業形態を確立する必要があります。

具体的には、

環境への影響を最小限にするため、必要な漁具、漁法の改善、開発を行い、そのような操業形態を確立するため以下の調査、技術開発を行います。

#### (1) 混獲を最小限にする漁具、漁法の

調査、開発

- (2) 不可避敵に混獲した場合に、最大限有効利用する技術の開発
- (3) 混獲物を可能な限り生存させ、リリースする手法の確立
- (4) 以上の技術開発の結果を導入した場合、当該船の操業が経営面から成立するかどうかの検討

#### 4. ワシントン条約等対策調査費

(委託費) 予算額 12,960 千円

ワシントン条約の下における野生生物の保護に名を借りた過度の漁業規制を防止するため、同条約の前回締約国会議（1994年）において採択されて「附属書Ⅰ及びⅡの改正基準に関する決議」や「サメの国際取引の状況に関する決議」に適切に対処するため、必要な調査検討を実施するものであります。

具体的には、

##### (1) 新クライテリア対策

- マグロ類等の主要漁獲対象魚種をはじめとする関心海洋種について検証作業を行う。
- 検証結果を受け、同クライテリアの評価を行い、魚種等を含む海洋種の絶滅を判断するための基準として修正すべき点について検討取りまとめを行う。

##### (2) サメ決議対策

国内におけるデータ整備はもとより、我が国漁業が一方向的に批判にさらされ

る事態をさけるためにも、海外における情報を収集することにより、防御だけでなく攻撃材料として海外事情を把握する必要がある。

- 国内外のサメ関係漁業及び漁獲量に関する情報の収集整理・実態調査
- 国内外のサメの利用並びに社会的背景に関する文献の収集整理・実態調査

#### 5. 漁場環境修復推進調査費

(委託費) 予算額 72,581 千円

各種開発の埋立によって消失する干潟・藻場の代替物として、人工の干潟・藻場の造成等を行う環境修復（ミティゲーション）技術に関する調査・検討を行うとともに、環境修復を推進するため、「マリン・エコトピア 21（仮称）」の基本構想を策定し、その実現を図ります。

具体的には、

国内外におけるミティゲーションの事例調査、漁場環境修復技術の影響実態調査及びその評価を行うとともに、その実用化に当たっての基本的な推進方策を策定し、環境修復を要する地域を指定した上、漁港、海岸、漁場保全事業等の水産関連事業を総合的、計画的に配置し、順次その実施を図ります。

#### 6. 発電所取放水広域漁業影響調査費

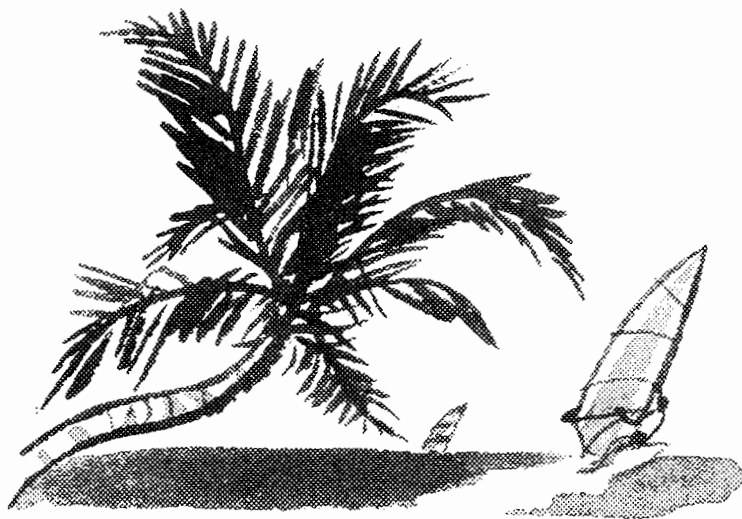
(委託費) 予算額 55,121 千円

電力需要に伴い、大規模発電所が集中的に立地されることにより、発電所からの大量放水が沿岸海域の広範囲にわたる漁業への影響を調査します。

具体的には、

発電所からの大量取放水が広範囲にわたる漁業への影響を把握するため、漁業資源、卵稚仔分布及び生態特性を調査し、発電所の立地形態、取放水方式等に対する提言、漁業影響を軽減する対策について検討します。

以上が平成8年度の漁場環境保全対策予算のうちの新規予算の概要であります。が、継続分を含めた漁場環境保全対策予算の全体は次ページのとおりです。



# 平成8年度漁場環境保全対策関係予算について

8年度既 算決定額	7年度 予算額	(備 考)
漁業公費調査 229,102千円 (285,840)千円	177,177 ( 231,182) 委 51,925 ( 54,668) 委	水組・P・C・B等による魚介類の汚染実態の把握等 貝類の高度化調査、貝類測定技術の開発等
漁業環境影響 調査 34,354千円 (95,521)千円	0 ( 54,787) 委 39,233 ( 40,734) 補 55,121 ( 0) 委	内湾汚染防止対策として、魚介類の取捨水の汚染影響調査 水産物を汚染物質の観点から評価したメッシュ網の作成等 発電所放排水、工場放排水が広範囲の漁場に及ぼす汚染影響調査
漁場の汚染防除 250,406千円 (233,875)千円	16,245 ( 17,100) 委 20,503 ( 0) 委	環境と調和する漁業普及事業 FRP漁船等汚染物の適切な処理再利用を推進するための技術開発 調査及び組織的な処理体制の整備
漁業公費対策 729,465千円 (773,044)千円	0 ( 12,359) 委 118,337 ( 104,500) 補 85,113 ( 89,592) 補 9,808 ( 10,324) 委	漁業系資材リサイクルシステム事業 漁業系資材の再利用を図るためのリサイクルシステム の策定 漁場、漁具の美化運動を全国的に展開するとともに、船岸水域にお いて汚染物の回収を促進する。 生分解性プラスチックの漁具への応用開発等
漁場環境保全 全対策 1,683,751千円 (1,617,039)千円	155,603 ( 157,808) 補	原因者不明の油濁事故の救済
赤潮防止対策 379,521千円 (340,924)千円	180,864 ( 185,924) 委 47,288 ( 49,000) 委 47,219 ( 49,000) 委 54,150 ( 57,000) 補	各種赤潮に対処する被害防止技術、発生防止技術の開発等 赤潮被害等を行う有害藻類等対策への支援等 漁場の適正な管理と発生等の抑制の作成等 新しい手法を導入した貝類成分・有害プランクトンのモニタリング 調査等
生態系の保全 対策 453,238千円 (328,776)千円	124,434 ( 130,415) 委 61,948 ( 64,633) 委 5,473 ( 5,473) 委 29,316 ( 30,880) 委 38,582 ( 40,613) 委 34,873 ( 36,814) 委 6,080 ( 6,400) 委 12,861 ( 13,538) 補 54,000 ( 0) 委 12,960 ( 0) 委 72,581 ( 0) 委	漁船を利用した地球規模の海洋環境モニタリング調査 海の生態系と漁業、養殖、水田と水生生物に及ぼす影響の把握 トドの生態、生態系と漁業の防止対策の調査 干潟、藻場の調査保全、船隻の保護、生物を利用した環境保全手法 の調査 水生生物レッドデータブックの作成及び減少の少ない魚類等の増殖 調査とリュウキュウアユの保存のための調査 漁場の保護が生態系に及ぼす影響の把握 我が国産魚類の水産物の生態系及び環境機能を保全するための新手法の 開発を行う 漁業活動による環境への影響を最小化する過度の漁業規制の確立 ワシントン条約の下の下における過度の漁業規制を防止し漁業の適切な 存続を図るための調査等
水防費 171,527千円 (174,295)千円	125,375 ( 128,149) 46,152 ( 46,140)	原因者不明の油濁事故に関する調査・検討を行う 存続を図るための調査等
他課計上分 (他課計上分) 2,391,000千円 (2,043,000)千円 464,837千円 (496,300)千円 2,700千円 (0)千円		開発課計上、平成8年度は公共投資重点化部分を含む。 漁業課課計上 研究課計上



(寄稿)

## 周防灘重油流出事故について

大分県林業水産部漁政課

### 1. はじめに

平成7年9月3日(日)の14時40分ごろ、周防灘航路第2号灯浮標付近の海上でタンカーと貨物船が衝突し、タンカーの積荷のC重油100キロリッター(推定)が流出する事故が発生した。

海上での衝突事故は、航行中の不注意から発生することが多く、しかも、油が流出した場合、直接被害を被るのは漁業者に限られることがほとんどである。また、大量の油流出事故ともなれば、漁業者は被害の拡散防止や油の除去作業を強いられるだけでなく、漁獲物の油臭による商品価値の低下など県民生活に与える影響はきわめて大きい。

今回、上記の油流出事故の概要について、報告する機会を得たので、海運業界に対しては、海上の事故防止に一層の努力をお願いするとともに、今後の参考にして頂ければ幸いである。

### 2. 事故発生と流出油拡散状況

平成7年9月3日(日)の14時40分ごろ、大分県香々地町の香々地灯台から真方位324度、距離9.1マイルの周防灘中央付近で、広島県日宣汽船所有の

タンカー宣洋丸(895トン)とフィリピン船籍の貨物船バティス(23,277トン)が衝突し、タンカーの12槽(総積載容量2,000キロリットル)ある油タンクのうち、100キロリットル入りの1槽が破損し、その積荷であるC重油の大半が流出した。

流出油は、南南東方向に漂流をはじめ、国東半島沿岸に接近したのち、4日の早朝には国東半島に沿って東に向きを変えた。そして、4日の11時45分ごろ、姫島(姫島村)の西端の西浦海岸に流出油の先端(主流)が漂着し、島の北西部沿岸を中心に打上げられた。

さらに、流出油は4日の午後から潮流に乗って姫島水道を抜け、国東半島の沖合を分散しながら南下し、5日にはその一部が国東町沿岸部に漂着した。この漂流する油は、日を追って分散の度合いが強まり、9月8日には南下の先端は杵築市(別府湾口部)沖合まで達した。9月8日から10日にかけて、漂流する油は香々地町と国見町沖で、局所的に確認された。

漂流する油の濃度は6日を境に薄くなる様相を示し、11日にはほとんど確認されないまでに回復した。

### 3. 事故後の主な対応

9月3日(日)

大分海上保安部から、事故発生と積荷のC重油が流出し、国東半島の沿岸に漂着する恐れが出た旨の報告がその日の夜にあったことから、流出油の漂着が予想される漁協に対して通報するとともに、監視を要請した。

9月4日(月)

第7管区海上保安本部に対策本部が設置された。

県の漁業取締船3隻と漁業調査船を現場に配置し、流出油の分布状況や動きを的確に把握する監視体制をとり、昼間の連続監視を4日の午前中から開始した。

国東半島の沿岸漁協(2漁協)に対し、緊急対応用として(株)九州石油から借用した油処理剤と吸着マットを配置した。

流出油が直撃した姫島では、漁協の組合員が総出で、海岸に漂着した油をひしゃくやバケツを用いて除去作業が行われた。

9月5日(火)

大分県林業水産部に「周防灘重油流出事故に伴う漁業被害緊急対策本部」を設置し、緊急対応体制をさらに強化した。

海上災害防止センターの前進基地が設置され、防除資材の補給体制が確立した。

姫島では組合員総出の除去作業が継続された。

9月6日(水)

漁獲物の油臭を懸念して姫島以外にも休漁する漁協があった。

姫島では組合員総出の除去作業が続けられた。

9月7日(木)

大分県浅海漁業試験場(現大分県海洋水産研究センター浅海研究所)が、姫島における漂着の最も激しかった沿岸部について、潜水調査を実施したが、目視観察と生物調査からはとくに異状は認められなかった。

第7管区海上保安本部の対策本部は18時に解散し、現場の対応は大分海上保安部が対応することとなった。

姫島では組合員総出の除去作業が続けられた。

9月8日(金)から10日(日)

浮遊する油は、通過した国東半島北側の香々地町、国見町沖で、部分的に認められ、漁船による除去作業(主に吸着マット)が行われた。

姫島では組合員総出の除去作業が続けられた。

9月11日(月)

県の取締船による調査で、海上で浮遊する油は認められないほどに回復が確認されたことから、油の分布・移動監視は午前中で終了とした。

被害の最も大きかった姫島村漁協で

は、沿岸部に漂着した油の除去作業が終わり、海上で浮遊する油も認められなくなった。

9月12日(火)

県浅海漁業試験場が姫島で2回目の潜水調査を実施したが、異状は認められなかった。

姫島村漁協は操業を再開した。

9月13日(水)

県浅海漁業試験場は試験操業（建て網、小型底引き網）による漁獲物の油付着状況と海水・底質の油分調査を実施したが、油臭の官能検査と油分の分析結果から、異状は認められなかった（分析：大分県衛生環境研究センターが実施）。

9月20日(木)

被害者である漁業者の補償交渉の母体となる「重油流出事故対策大分県連絡会議」が大分県漁業協同組合連合会内に設置された。

9月26日(火)

県林業水産部に設置していた「周防灘重油流出事故に伴う漁業被害緊急対策本部」は解散した。

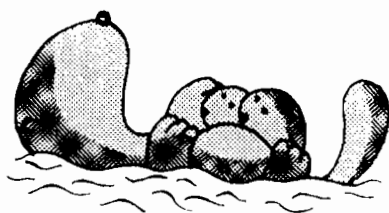
#### 4. ま と め

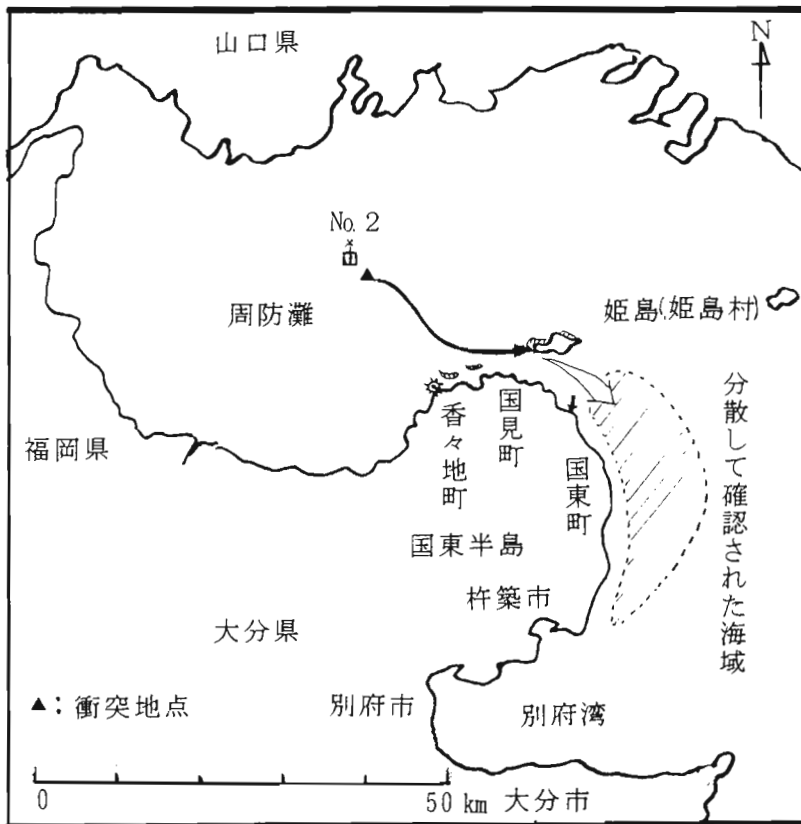
今回の油流出事故は、漂着の中心となった姫島（姫島村）では、組合員総出の防除作業が連日続けられ、他の海域でも浮遊している油の回収作業が行われた。一方では、漁場や水産動植物

への油の影響が心配されたことから、潜水調査と漁獲物調査を実施したが、危惧していた魚介類への油の影響は認められず、消費者からの油臭魚の報告もなかった。また、漁船、漁具への直接的な油被害は予想したほど大きくなかったことは、不幸中の幸いであった。

特に、今回流出した油の主流が漂着した姫島村は、漁業が基幹産業で、豊かな水産物と観光資源を求めて島を訪れる観光客が多い地区でもある。そのため、島全体への有形無形の被害が心配されたが、一時的に客足が遠のいたものの、長期的な影響は見られなかったようである。

このように、流出した油は、漁業に対して長期に及ぶ影響を免れたが、海上交通の頻繁な瀬戸内海では、さらに大規模な油流出事故が発生することが十分に予測されることから、漁業者の生活を守ることはいうまでもなく、水産資源保護や環境保全の観点からも、航行の安全確保には常に細心の注意を払うよう切に望むものである。





衝突位置及び流出油の移動・分散状況図



油回収作業状況 (姫島村)

## 平成7年度事業の概要

平成7年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁に関する漁業被害救済事業、防除・清掃事業及び漁場油濁の防止に関する調査啓蒙事業を実施した。

漁業被害救済事業及び防除・清掃事業については、被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催し、慎重審議を行った。漁業被害を受けた県については、県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）の開催等により、基礎資料の収集及び検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。基金は、中央審査会における審査結果を受け被害金額等を認定し、被害漁業者等に対して救済金及び防除費を交付した。

調査啓蒙事業としては、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための、調査研究及び技術開発を行うため、昭和59年度から開始した油濁被害防止対策事業を引き続き実施した。また、会報の発行、被害防止対策のポスターの作成を後援するなど関係者への啓蒙普及に努めるとともに、オイルボール漂着の常襲地区等における漂着状況実態調査を実施した。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

### 1. 漁業被害救済事業

平成7年度に漁業被害救済事業の対象となった漁業被害は、4件（4～3月）で、救済額は2,270万円となり、昨年度に比し件数、金額ともに増加した。

本年度の漁業被害は、7月に長崎県の対馬西海岸地区で発生した定置網漁業及び11月に同県対馬北部西海岸地区の採藻漁業、12月に鹿児島県奄美大島北部海岸地区で発生した定置網漁業及び福岡県北九州市地区におけるのり養殖業の被害であった。

なお、本年度においても昨年同様関係者及び漁業者の早期発見による防除措置により被害の未然防止が功を奏したものが少なからずあった。

本年度に漁業被害として救済対象になったものは、先ず、平成7年7月中旬に長崎県対馬西海岸地区網島漁協管内の定置網漁場（定置網1カ統）にタール状の油が流入したことにより漁具被害が発生した。漁具被害額としては、汚染状態のひどい箱網部分を対象としてその残存価格から算定した額を被害額と認定した。この結果、被害額は、1,805万円となった。

次に、平成7年11月下旬同じく長崎県対馬北部西海岸地区佐須奈漁協管内のいわのり漁場にタール状の油が大量に漂着し、収穫を控えて油臭が残存し、その製品化が困難と判断されたため止むなく全面摘採禁止としたもので被害額は64万円であった。

更に平成7年12月上旬鹿児島県奄美大島北部海岸地区龍郷町漁協管内の定置網漁場（定置網1カ統）にタール状の油が流入し漁具被害が発生した。漁具被害額としては、汚染状態のひどい網箱部分（金庫網）を対象としてその残存価格から算定した額を被害額と認定した。この結果、被害額は96万円であった。

更に、平成7年12月中旬福岡県北九州市地区柄杓田漁協管内ののり漁場に液状油が流入し、張り込み中ののり柵840柵全数が被油した。被油の状況がひどく全数の汚染のり網を撤去・廃棄し、張り替えた。被害額のうち、生産物被害については、過去の同漁場の平均生産枚数及び今年度の近傍漁場の豊凶指数、共販価格を勘案して算定した。また、漁具被害としては汚染網・伸子棒の撤去・廃棄に伴うものを認定した。この結果、認定被害額合計は304万円となった。

以上の漁業被害に関する救済金の総額は、22,707,384円となった。

## 2. 防除・清掃事業

平成7年度に防除・清掃事業の対象となった事故は、24件（1～12月）で、その認定額は4,486万円となった。

本年度は、このところの漸減傾向から転じ、昨年度に比し件数で9件、金額で倍増と増加するとともに漁業被害を伴う比較的規模の大きいものが多かった。

また、県別では千葉県から沖縄県にいたる9県で前年度の6都県より広範な地域で事故が発生した。従来から事故多発地域であった鹿児島県（6件）及び沖縄県（5件）の防除・清掃件数は11件と昨年度と同数であった。その他の県では、千葉県3件、島根県3件、山口県2件、長崎県2件、神奈川県、鳥取県、福岡県で各1件であった。

油の性状としては、オイルボール漂着が鹿児島県6件、沖縄県4件、島根県3件、鳥取県1件で計14件、液状油の漂着も千葉県3件、山口県2件、神奈川県、福岡県、沖縄県各1件で計8件、タール状油の漂着も長崎県2件であった。

発生時期は、6・9月を除く各月にわたっているが、例年発生が多い10月から12月にかけて9件と多発した。

これらの油濁事故について、磯根資源等沿岸漁業への被害の発生を未然に防止するため、海上での吸着マット等による油の回収、海岸での漂着油の回

収・清掃及び回収した油等汚染物の廃棄処理等の防除・清掃作業を実施した。

以上の防除・清掃事業に要した防除費の総額は44,863,877円となった。

### 3. 調査啓蒙事業

#### (1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止し、又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発等を引き続き実施した。

本年度は、生物的油濁処理技術開発事業、回収油処理技術開発事業及び外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業を実施した。

これら事業の実施については、学識経験者で構成する油濁被害防止対策検討委員会及び生物的油濁処理技術開発専門部会を開催し、事業実施計画、実施結果等、事業全般について広範かつ、専門の見地から検討を行うとともに、専門の調査機関に一部を委託して実施した。その概要は次のとおりである。

#### ア. 生物的油濁処理技術開発事業

本事業では、現在の防除技術では十分に除去し難い漂着油とくに海岸に漂着後に砂中に浸透し或いは岩に付着硬化したものについて自然浄化に深く関わっている微生物の油分解能力を最大限に活用して効率的に油濁の防除を図ることを目的として、新しい漂着油処理剤を開発することとしている。

処理剤の開発に当たっては、栄養素の添加により現場に存在している石油分解微生物の繁殖及びその活性を促進させることを主眼に、効果的に栄養素の選抜を行うとともに栄養素が有効に作用されるよう油の解乳化及び吸着安定化の機能を併せ持つ処理剤の開発を目標としている。

前年度まで実験室レベルで効果的な栄養素の選抜等を行うための油の分解性能試験を行ってきたが、本年度から、実際の海域での実用化を図るため兵庫県赤穂市に設置したフィールド模擬装置（屋外施設）により実海域に準じた環境下で試作された各種の処理剤の分解性能評価試験を実施した。

本年度の試験では、各種有機系・無機系窒素及びリンを栄養素源とした処理剤を試作試験した中で、比較的有望なものが見出された。

#### イ. 回収油処理技術開発事業

本事業では、現在、海岸に漂着し回収されたオイルボール等油の処理を主に現場の海浜で焼却処分している作業実態を踏まえた上で、今後環境負荷を軽減し、無公害処理する技術を開発することを目的としている。

本年度は第2年度として、昨年度の漁業者サイドに対する回収油の処理実態等に関するアンケート調査に引き続き、関係県市町村の水産及び廃棄物部局に対し無公害処理技術開発の方向性

を明らかにするため、関係行政機関のこの問題への対応、市町村の一般廃棄物施設での受け入れの可能性等に関してアンケート調査を実施したほか、オイルボール常襲地区等において現地聞き取り調査を実施するとともに、各種関連法規の規制内容について調査し、問題点及び解決すべき方策の把握に努めた。

#### ウ. 外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業

油による漁場汚染の一因として、わが国周辺水域を航行する外国船からの油の排・漏出等が考えられ、これら外国船運航者等に対し、油濁汚染防止に関する啓発、普及を行うことが強く要請されている。

このため、本事業では、外国船運航等に対しチラシ、ポスター等により、日本沿岸域の漁場関係情報を提供しつつ、油濁汚染防止に係る関係法令の遵守、油濁事故の削減を図ることとした。

本年度は2年度として、船舶航行の輻輳する伊勢湾について、海上保安庁及び関係県の協力を得て、漁場関係情報を織り込んだ英文の啓発ポスター等を作成、関係者に配布した。

#### (2) その他の調査啓発事業

ア. オイルボール漂着状況実態調査  
オイルボールが常襲的に漂着する地域について、漂着が集中する時期の実態を関係県漁連の協力を得て調査し、

被害の態様を明らかにするとともに、漂着オイルボール等の速やかな処理によって漁業被害の未然防止を図るため防除・清掃事業の実施マニュアル等を指導した。

#### イ. 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、当基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協において迅速かつ適正に配分されるよう、当基金の職員及び当基金の委嘱する県漁連の職員により指導検査を実施した。

#### ウ. 啓蒙普及活動等について

(ア) 東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁の防止対策に関するポスターの作成を前年度に引き続き後援した。

(イ) 定期刊行物「油濁基金だより」を作成し、全国の漁協を始め関係機関へ配布し、当基金の活動状況の周知及び油濁事故の防止、漁場環境保全思想の啓発に努めた。

(ウ) 瀬戸内海における油濁防止対策等を推進し、漁場の環境保全を図ることを目的として設立されている瀬戸内海漁場環境保全連絡会の会議・研修会に参画し、油濁防止対策に係る啓蒙活動等に協力した。

(エ) アセアン海域石油安定輸送協議会の流出油対策に関する調査・研究フォーラムに参加、石油流出に関する調査研究について情報交換に努めた。



平成7年度 漁場油濁被害救済実績

1. 被害発生状況

(単位：件、円)

件数	認定額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
		件数	認定額	件数	認定額
28	67,571,261	4	22,707,384	24	44,863,877

2. 都道府県別発生状況

(単位：件、円)

区分 都道府県別	件数	認定額	漁業被害(4～3月)		防除・清掃(1～12月)	
			件数	認定額	件数	認定額
千葉	3	1,024,911	—	—	3	1,024,911
神奈川	1	278,150	—	—	1	278,150
鳥取	1	764,361	—	—	1	764,361
島根	3	1,310,881	—	—	3	1,310,881
山口	2	582,165	—	—	2	582,165
福岡	2	3,364,666	1	3,044,360	1	320,306
長崎	4	33,954,681	2	18,698,944	2	15,255,737
鹿児島	7	17,306,000	1	964,080	6	16,341,920
沖縄	5	8,985,446	—	—	5	8,985,446
合計	28	67,571,261	4	22,707,384	24	44,863,877

### 3. 月別発生状況

(単位：円)

月別 区分	平成7年												平成8年			合 計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
漁業被害 (4～3月)				-	-	-	1	-	-	-	1	2	-	-	-	4
防除・清掃 (1～12月)	4	1	4	2	1	-	2	1	-	1	2	6				24

### 4. 漁業種類別漁業被害発生状況

(単位：円)

漁業種類	件数	認定額	発生県名
のり養殖業	1	3,044,360	福岡県
定置網漁業	2	19,015,983	長崎県、鹿児島県
採藻漁業(いわのり)	1	647,041	長崎県
合計	4	22,707,384	

5. 年次別救済実績

(単位：金額, 百万円)

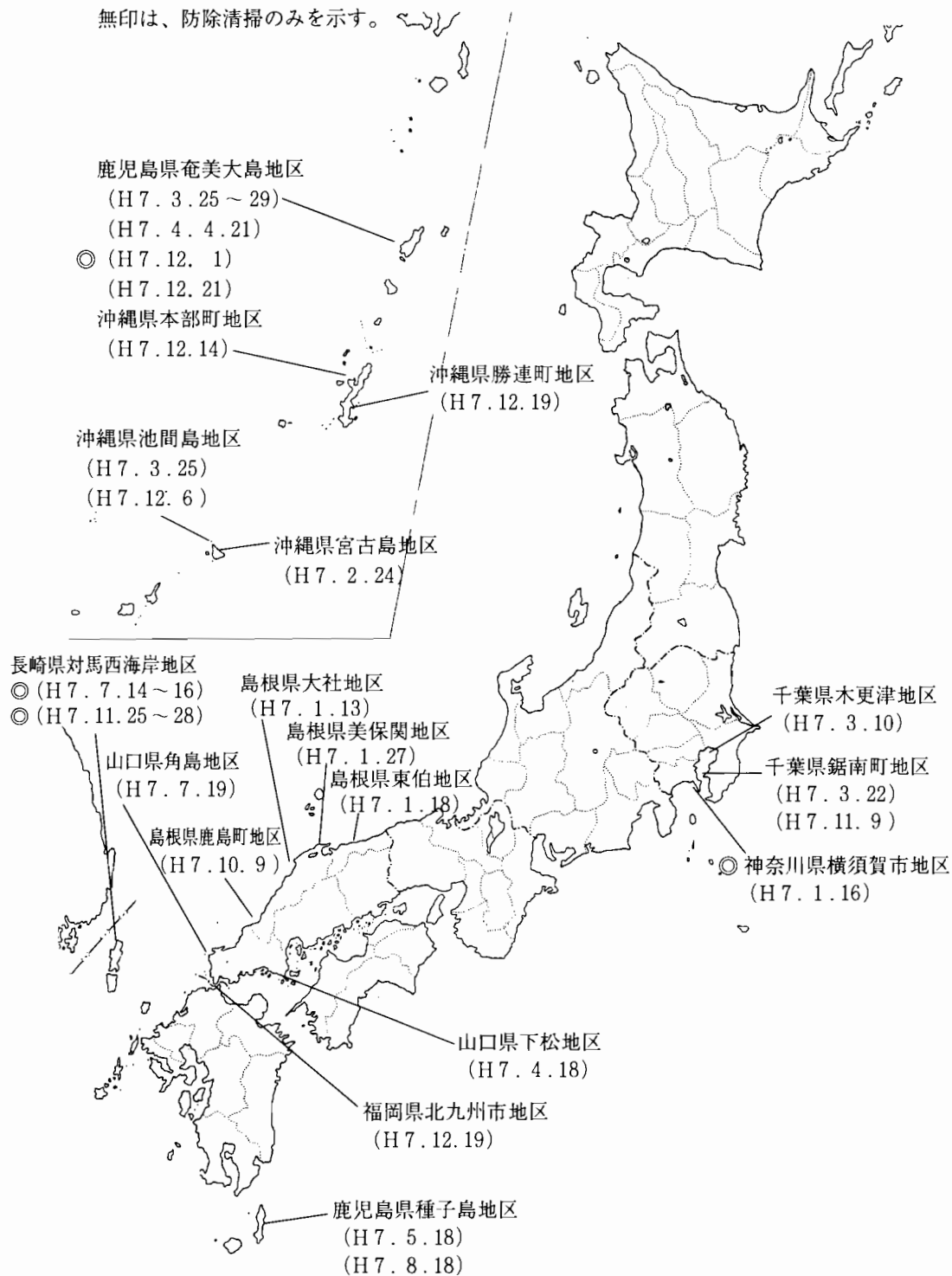
区分 年次	合 計		漁業被害 (4～3月)		防除・清掃 (1～12月)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
50	18	161.3	7	143.1	11	18.2
51	67	261.9	14	172.6	53	89.3
52	87	178.0	14	73.5	73	104.5
53	105	201.5	9	85.7	96	115.8
54	87	366.3	12	222.6	75	143.7
55	68	300.5	14	190.8	54	109.7
56	75	394.4	17	285.1	58	109.3
57	38	245.3	8	165.3	30	80.0
58	46	241.5	6	106.7	40	134.8
59	54	190.1	10	64.8	44	125.3
60	51	397.5	10	305.7	41	91.8
61	45	134.9	2	27.3	43	107.6
62	42	103.0	2	39.6	40	63.4
63	39	110.7	6	38.0	33	72.7
元	40	140.6	7	79.4	33	61.2
2	33	138.3	4	69.4	29	68.9
3	34	124.6	3	61.6	31	63.0
4	28	99.0	1	13.1	27	85.9
5	18	40.7	2	7.7	16	33.0
6	17	42.9	2	21.1	15	21.8
7	28	67.5	4	22.7	24	44.8
合 計	1,020	3,940.5	154	2,195.8	866	1,744.7
平 均	48.5	187.6	7.3	104.5	41.2	83.0

(注) 万円単位を切捨て

# 平成7年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎は、漁業被害及び防除清掃を示す。

無印は、防除清掃のみを示す。



# 平成7年度漁場油濁被害発生状況一覽表

(1) 平成7年1月～平成7年3月

(単位：円)

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害及び作業の状況	関係漁協	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
1	神奈川県横須賀市地区	平成7. 1. 16	横須賀市東部漁協走水支所のり漁場	A重油とC重油の混合油がのり漁場に流入、養殖中ののり、のり網を汚染し被害を与えた。	横須賀市東部漁協	—	278, 150	278, 150
2	鳥取県東伯地区	7. 1. 18	羽合・北条・大栄町地先海岸一帯	オイルポールが海岸に漂着、いわのりや貝類に被害の恐れがあり、また漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。	中部漁協	—	764, 361	764, 361
3	鳥根県美保関地区	7. 1. 27	美保中央漁協地先海岸	オイルポールが海岸に漂着、いわのりに被害の恐れがあり、また漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。	美保中央漁協	—	114, 411	114, 411
4	鳥根県大杜町地区	7. 1. 31	大杜町漁協地先海岸一帯	柔らかいオイル状の油が漂着、いわのりに被害の恐れがあり、また漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。	大杜町漁協	—	1, 075, 206	1, 075, 206
5	沖縄県宮古島地区	7. 2. 24	宮古島真謝漁港地先海岸	液状の廢油が油塗れのゴミと共に漂着、モズク養殖や小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。	平良市漁協	—	192, 800	192, 800
6	千葉県木更津市地区	7. 3. 10	金田・牛込漁協のり漁場沖合い	のり漁場沖に濃い油膜を発見、被害の恐れがあり、航走攪拌を行った。	金田漁協 牛込漁協	—	12, 115	12, 115
7	千葉県鋸南町地区	7. 3. 22	保田漁協地先元名海岸	液状の油が海岸に漂着、ヒジキ漁場に被害の恐れがあり清掃した。	鋸南町保田漁協	—	794, 546	794, 546
8	鹿児島県奄美大島地区	7. 3. 25 3. 29	奄美大島北部西海岸一帯	柔らかいオイルポールが大量に海岸に漂着、隣建網・各種磯根漁業に被害の恐れがあり清掃した。	笠利町漁協、龍郷町漁協、名瀬漁協、宇検村漁協	—	4, 660, 204	4, 660, 204
9	沖縄県池間島地区	7. 3. 26	池間島地先海岸一帯	海岸に柔らかいオイルポールが漂着、採貝藻業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	2, 655, 413	2, 655, 413
自 平成7年1月1日 ] 9件① [ 至 平成7年3月31日						—	10, 547, 206	10, 547, 206

## (2) 平成7年4月～平成7年12月

(単位：円)

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害及び作業の状況	関係漁協	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
1	山口県下松市地区	平成 7. 4. 18	下松市笠戸湾内	A重油が漂流し、魚類養殖施設に被害の恐れがあり油処理剤により防除した。	下松漁協	—	258,350	258,350
2	鹿児島県奄美大島地区	7. 4. 21	大和村地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、モズク養殖や磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	大和村漁協	—	2,458,400	2,458,400
3	鹿児島県種子島地区	7. 5. 18	西之表市西海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してトコブシや天草に被害の恐れがあり清掃した。	種子島漁協	—	1,116,373	1,116,373
4	長崎県対馬西海岸地区	7. 7. 14 / 7. 16	上県町から巖原町に至る西海岸一帯	タール状の油が大量に漂着、定置網を汚染した。また、再流出してウニ等磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	巖原町漁協 豊玉町西部漁協 網島漁協、峰町西部漁協、伊奈漁協	18,051,903	10,154,458	28,206,361
5	山口県角島地区	7. 7. 19	角島無井根港沖合い海上	廃油が海上に漂流、放置するとアワビ種育苗施設や建網、一本釣り漁業等に被害の恐れがあり防除した。	角島漁協	—	323,815	323,815
6	鹿児島県種子島地区	7. 8. 18	西之表市馬毛島東海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出してトコブシや磯建網に被害の恐れがあり清掃した。	種子島漁協	—	1,120,987	1,120,987
7	高根県鹿島町地区	7. 10. 9	御津漁協地先海岸	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	御津漁協	—	121,264	121,264
8	千葉県鋸南町地区	7. 11. 9	鋸南町保田漁協ヒラメ養殖生簀	C重油が生簀内に流入し、ヒラメに斃死等の被害の恐れがあり生簀を清掃した。	鋸南町保田漁協	—	218,250	218,250
9	長崎県対馬北部西海岸地区	7. 11. 25 / 11. 28	上対馬町から上県町に至る西海岸一帯	タール状の油が海岸に漂着、いわのりを汚染した。また放置すると各種磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	上対馬町漁協 佐須奈漁協 伊奈漁協	647,041	5,101,279	5,748,320
10	鹿児島県奄美大島北部西海岸地区	7. 12. 1	笠利町から名瀬市に至る西海岸一帯	柔らかいオイルボール及びタール状の油が大量に漂着、定置網の一部を汚染した。また放置すると各種磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	笠利町漁協 龍郷町漁協 名瀬漁協	964,080	6,798,668	7,762,748

(単位：円)

No	県・地区名	発生日	発生場所	被害及び作業の状況	関係漁協	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
11	沖縄県池間高地区	平成 7.12.6	池間島地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して採貝、採藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	2,690,863	2,690,863
12	沖縄県本部町地区	7.12.14	本部町北西海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク養殖や刺網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。	本部漁協	—	2,642,770	2,642,770
13	福岡県北九州市地区	7.12.19	柄杓田漁協のり漁場	廃油と思われる油がのり漁場に流入、養殖中ののり及びのり網を汚染し被害を与えた。	柄杓田漁協	3,044,360	320,306	3,364,666
14	沖縄県勝連町地区	7.12.19	津堅島東海岸一帯	柔らかいオイルボールが漂着、再流出してモズク養殖や小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。	勝連町漁協	—	803,600	803,600
15	鹿児島県奄美大島北部西海岸地区	7.12.21	笠利町西海岸一帯	柔らかいオイルボールが漂着、再流出してモズク養殖や小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。	笠利町漁協	—	187,288	187,288
[自 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 7 年 12 月 31 日] 15 件 ②						22,707,384	34,316,671	57,024,055
[自 平成 7 年 1 月 1 日 至 平成 7 年 12 月 31 日] 24 件 ③ = ① + ②						22,707,384	44,863,877	67,571,261

## 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

### 平成7年度第3回中央審査会

平成7年10月12日、平成7年度第3回中央審査会が開催され、長崎県対馬西海岸地区他2件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係1件と防除清掃のみのももの2件であった。漁業被害は長崎県対馬西海岸地区における大型定置網の被害で、地方審査会の検討を経て上程された。

これらの案件は慎重審議の結果、別表1のとおり了承された。

### 平成7年度第4回中央審査会

平成8年1月31日、平成7年度第4回中央審査会が開催され、島根県鹿島町地  
別表1

区他4件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのももの5件であった。これら5件について慎重審議の結果、別表2のとおり了承された。

### 平成7年度第5回中央審査会

平成8年3月19日、平成7年度第5回中央審査会が開催され、長崎県対馬北部西海岸地区他5件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係3件と防除清掃のみもの3件であった。これら6件について慎重審議の結果別表3のとおり了承された。

平成7年度第3回中央審査会上程分

No.	地区名	発生年月日	形状・状況	被害の種類	認定額(円)	被害状況
1	長崎県 対馬西海岸地区	平成 7.7.14 ~16	タール状のC重油が漂着、定置網や海岸を汚染	漁業被害	18,051,903	タール状のC重油が漂着、定置網を汚染し又再流出してウニ等磯根資源に被害の恐れがあった。
				防除・清掃	10,154,458	
2	山口県角島地区	7.7.19	漁港内や沿岸にA重油が漂流	防除・清掃	323,815	A重油の油膜が漂流、アワビ養殖施設や魚類イケースに被害の恐れがあった。
3	鹿児島県 種子島地区	7.8.18	軟らかいオイルボールが海岸に漂着	防除・清掃	1,120,987	軟らかいオイルボールが漂着、トコブシ、ウニ、天草等に被害の恐れがあった。
	合計			漁業被害	18,051,903	
				防除・清掃	11,599,260	



別表2

## 平成7年度第4回中央審査会上程分

No.	地区名	発生年月日	形状・状況	被害の種類	認定額(円)	被害状況
1	鳥根県 鹿島町地区	7.10.9	タール状の油が 海岸に漂着。	防除・清掃	121,264	再流出して定置網、イワ ノリ等に被害の恐れがあっ た。
2	千葉県 鋸南町地区	7.11.9	C重油がヒラメ 養殖水槽に流入。	〃	218,250	ヒラメに油臭の恐れがあっ た。
3	沖縄県 池間島地区	7.12.6	直径1～10cmの 軟らかいオイル ボールが海岸に 漂着。	〃	2,690,863	再流出してモズク、ヒト エグサ、採貝藻漁業に被 害の恐れがあった。
4	沖縄県 本部町地区	7.12.14	小粒から直径15 cmのオイルボ ールが海岸に漂着。	〃	2,642,770	〃
5	沖縄県 勝連町地区	7.12.19	直径1m～30cm の軟らかい盤状 のオイルボール が漂着。	〃	803,600	再流出してモズク養殖や 定置網漁業に被害の恐れ があった。
	合計			〃	6,476,747	

別表3

## 平成7年度第5回中央審査会上程分

No.	地区名	発生年月日	形状・状況	被害の種類	認定額(円)	被害状況
1	長崎県対馬北部 西海岸地区	7.11.25 ～28	タール状の中東 系の油が大量に 海岸に漂着	漁業被害	647,041	イワノリを汚染し、また 再流出して各種磯根資源 に被害の恐れがあった。
				防除・清掃	5,101,279	
2	鹿児島県奄美大島 北部海岸地区	7.12.1	柔らかいオイル ボールが海岸に 大量に漂着	漁業被害	964,080	定置網の一部を汚染し、 また再流出すると一本釣 り、モズク等に被害の恐 れがあった。
				防除・清掃	6,798,668	
3	福岡県 北九州市地区	7.12.19	廃油がのり漁場 に流入	漁業被害	3,044,360	養殖中ののり、のり網を 汚染して被害を与えた。
				防除・清掃	320,306	
4	鹿児島県奄美大島 北部西海岸地区	7.12.21	柔らかいオイル ボールが海岸に 漂着	防除・清掃	187,288	漁船の揚げ下ろしに支障 があり、また再流出して 追い込み漁等に被害の恐 れがあった。
5	鳥根県 美保関地区	8.2.3	廃油の入ったド ラム缶が漂流、 油が漏出	防除・清掃	160,445	再流出して養殖ワカメや 磯根漁業に被害の恐れが あった。
6	山口県 萩市地区	8.2.7	A重油と思われ る油膜が漁港 内に流入	防除・清掃	246,622	港内の蓄養施設や活魚イ ケスを汚染する恐れがあっ た。
	合計			漁業被害	4,655,481	
防除・清掃				12,814,608		

## 都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成7年7月14日から16日にかけて、長崎県対馬上県町から巖原町に至る西海岸にタール状の油が漂着して定置網を汚染し、網の一部は使用不能で廃棄処分し、定置網の洗浄、海岸の防除・清掃を行うなど多大な被害をもたらした。

このため、この被害に係る長崎県地方漁場油濁被害等認定審査会が開催され、検討結果が中央漁場油濁被害等認定審査会に報告された。

### 長崎県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検討結果
平成7年9月21日	<p>平成7年7月14日から16日にかけて、長崎県対馬上県町から巖原町に至る西海岸にタール状のC重油が大量に漂着し、定置網を汚染し、網の一部は使用不能となる漁具被害が発生した。また、漂着した油が再流出してウニ等磯根資源に被害を与える恐れがあった。</p> <p>このため、被害を受けた各漁協では、関係機関に通報するとともに、調査、検討した結果、漁具の洗浄を行うとともに、海岸清掃を行うこととした。</p> <p>被害区分 漁具被害：定置網の被油の状況がひどく再使用不能となった。</p> <p>防除・清掃：定置網、浮子、ロープ等漁具の洗浄 漂流油の除去、汚染物の処理等の海岸清掃</p>

## 労務費及び漁船用船費の改訂について

漁業被害及び防除・清掃作業に従事した場合の費用の支弁について、労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成8年4月1日より次のように改めました。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体

的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当たり110円迄の金額をこれに付加し得るものとしています。

なお、労務費については昨年度と同額です。

### 労務費（1時間当り）

	新	旧
労務費	950円	950円

### 漁船用船費（1日当り）

	新	旧
1 t 未満船	19,000円	18,500円
1 t ~ 3 t	24,200円	24,700円
3 t 以上船	42,300円	41,600円

（4時間以下は半額）

## 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

任満了に伴い、平成8年8月当基金（日～平成10年7月31日）は、次のとお  
 から委嘱した都道府県漁場油濁被害等認 知りです。  
 定審査会の委員（任期は平成8年8月1

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
青 森	後藤亮丞 山道五郎 森内秀磨 新保宜嘉 川村幸治 福士正道 櫻田守美 羽賀兵吉 坂上寿一 菅原剛彦 土生哲	青森県漁業協同組合連合会 専務理事 青森県信用漁業協同組合連合会 専務理事 青森県漁業協同組合 専務理事 青森県漁業協同組合連合会 業務部長 青森県水産部 次長 青森県水産増殖センター 所長 青森県環境保健部 環境保全課長 青森県商工会議所連合会 常任幹事 青森県石油商業協同組合 理事長 東北電力(株)青森支店 取締役支店長 東北内航海運組合 専務理事
宮 城	阿部國夫 小野齋 毛呂達夫 大山守一 佐藤誠一 渡辺宏 辺見照夫 大森迪夫 津嶋秋夫 佐々木善昭 土生哲	宮城県漁業協同組合連合会 代表理事会長 宮城県漁業協同組合連合会 専務理事 宮城県信用漁業協同組合連合会 代表理事専務 宮城県漁業共済組合 組合長理事 宮城県水産林業部次長（技術担当） 宮城県水産林業部 水産課長 宮城県水産研究開発センター 所長 東北大学農学部助教授 宮城県商工会議所連合会 常任幹事 宮城県石油商業協同組合 海上委員会委員 東北内航海運組合 専務理事
千 葉	浅見英雄 布施博 川名久雄 佐藤新 佐藤隆義 大矢雅道 田村勝 高木善四郎 吉野穆彦 塚田昭夫 中村富次	千葉県漁業協同組合連合会 専務理事 千葉県漁業共済組合 専務理事 （財）千葉県漁業振興基金 前専務理事 （財）千葉県漁業振興基金 専務理事 千葉県水産部 水産課長 千葉県水産部 栽培漁業課長 千葉県水産試験場 場長 （社）千葉県商工会議所連合会 専務理事 （社）東京湾海難防止協会 千葉支部長 （社）千葉県経済協議会 専務理事 千葉県内航海運組合 常務理事

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
東 京	菊池 滋 夫	東京都漁業協同組合連合会 代表理事会長
	津久井 清	港漁業協同組合 代表理事組合長
	林 道 男	東京都漁業共済組合 専務理事
	三村 哲 夫	東京都漁船保険組合 専務理事
	馬場 安 男	東京都労働経済局農林水産部 水産課長
	仲村 正二郎	東京都水産試験 場長
	平井 健 二	東京都水質保全部 水質規制課長
	竹下 正 美	東京商工会議所 中小企業相談センター所長
	笹野 好 男	東京商工会議所 名誉議員 (千歳商会(株)会長)
	郷 良太郎	東京商工会議所 議員 (株)ニチエン加工社長)
	鹿嶋 精一郎	関東沿海海運組合 専務理事
神 奈 川	金田 英 男	神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	青木 肇	神奈川県信用漁業協同組合連合会 参事
	福田 清 文	神奈川県漁業共済組合 専務理事
	本田 和 民	神奈川県漁船保険組合 専務理事
	小野 誠	神奈川県農政部 水産課長
	田中 克彦	神奈川県環境部 水質保全課長
	阿佐 靖 雄	神奈川県水産総合研究所 所長
	大竹 功 雄	(社)神奈川県産業貿易振興協会 専務理事
	原 弘 孜	神奈川県石油商業組合 専務理事
	小佐野 安 雄	三浦商工会議所 専務理事
佐野 哲 治	横浜地方海運組合 専務理事	
愛 知	長木 一	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	近藤 建 二	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事
	中村 匡 宏	愛知県漁船保険組合 組合長理事
	安藤 幸 夫	愛知県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長
	寺田 暉 興	愛知県農業水産部 水産振興室長
	中野 堅 司	愛知県水産試験場 場長
	喜田 和四郎	前三重大学生物資源学部 教授
	古田 二 朗	古田技術事務所 所長
	杉浦 増 親	東海鉄鋼協会 専務理事
	竹内 尚 武	出光興産(株) 愛知製油所副所長
加藤 貢	東海内航海運組合 理事長	
福 井	岩村 健 一	福井県漁業協同組合連合会 参事
	白崎 晃 男	福井県漁業共済組合 参事
	富田 武 司	福井県漁船保険組合 専務理事
	音頭 健 二	(社)福井県漁業指導協会 参事
	鍛冶 哲 郎	福井県県民生活部環境保全課 課長
	淀江 哲 也	福井県農林水産部 水産課長
	今 攸	福井県水産試験場 場長
	山口 達 郎	福井県商工会議所連合会 専務理事
	野村 正 和	セーレン(株)取締役技術開発部門長
	品川 望	東洋紡績(株)敦賀工場 工務課長

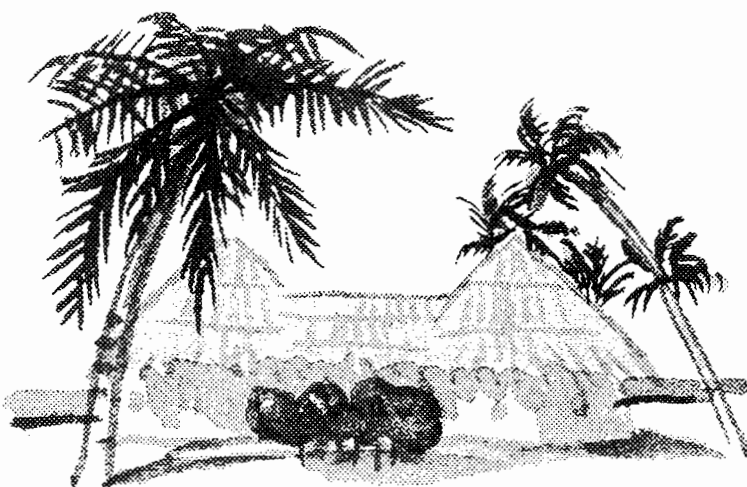
	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
兵 庫	青 正 輔 天 野 栄 藏 坂 井 登 廣 末 哲 郎 塩 田 俊 雄 神 山 武 丹 下 勝 義 椴 谷 力 生 竹 内 光 秋 吉 武 邦 樹 三 好 一 郎	兵庫県漁業協同組合連合会 専務理事 兵庫県信用漁業協同組合連合会 専務理事 兵庫県漁業共済組合 専務理事 (財)兵庫県水産公害対策基金 専務理事 兵庫県農林水産部 水産課長 兵庫県保健環境部環境局 水質課長 兵庫県立水産試験場 場長 姫路商工会議所 専務理事 (株)神戸製鋼所環境工ネルギー部 環境管理担当次長 光出興産(株)兵庫製油所 副所長 兵庫海運組合 専務理事
岡 山	新 谷 莊 一 清 水 昭 片 山 勝 介 南 條 一 二 岡 洋 三 郎 松 村 眞 作 三 宅 英 吉 大 森 智 三重野 清 雄 本 多 偉 展 中 西 宝	岡山県漁業協同組合連合会 代表理事会長 岡山県漁業協同組合連合会 専務理事 岡山県漁船保険組合 専務理事 (財)岡山県漁業操業安全協会 理事長 岡山県農林部 水産課長 岡山県水産試験場 場長 岡山県地域振興部 環境指導課長 岡山県商工会議所連合会 専務理事 三菱石油(株)水島製油所 副所長 耐火物協会中国四国支部長 岡山中部海運組合 理事長
広 島	吉 岡 好 夫 渡 辺 隼 夫 角 本 彌 久 中 本 實 治 横 山 巖 徹 阪 本 博 臣 村 上 恭 祥 倉 田 桂 二 郎 佐 藤 健 太 郎 鈴 木 剛 木 村 和 三	広島県漁業協同組合連合会 代表理事会長 広島県漁業協同組合連合会 専務理事 広島県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 広島県漁業共済組合 組合長 広島県農政部 水産漁港課長 広島県環境保健部 環境保全課長 広島県水産試験場 場長 広島県商工会議所連合会 幹事長 日本鋼管(株)福山製鉄所 総務部総務室長 広島県石油商業組合 理事長 中国地方海運組合連合会 専務理事
山 口	金 子 信 義 中 原 民 男 小 松 達 雄 橋 本 勝 之 吉 富 克 史 吉 田 守 男 田 村 颯 男 高 嶋 寿 男 薬師神 寅 市 藤 岡 忠 芳 中 村 徹 哉	山口県漁業協同組合連合会 専務理事 (社)山口県栽培漁業公社 常務理事 山口県信用漁業協同組合連合会 専務理事 山口県漁業共済組合 専務理事 山口県水産部 次長 山口県環境保健部 環境保全課長 山口県内海水産試験場 場長 岩国商工会議所 専務理事 出光興産(株)徳山製油所 副所長 宇部興産(株) 総務部長 山口県内航海運組合 専務理事

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
島 根	青 山 善太郎	島根県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	葛 西 清 秀	島根県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長
	谷 口 一 春	島根県漁業共済組合 組合長理事
	岸 宏 人	島根県漁業協同組合連合会 専務理事
	牛 島 籌	島根県農林水産部 漁業管理課長
	高 橋 伊 武	島根県水産試験場 場長
	高 野 良 美	島根県環境生活部 消防防災課長
	当 木 哲 夫	島根県商工会議所連合会 幹事長
	土 田 好 治	島根県商工会連合会 会長
	福 井 潔	島根県石油商業組合 理事長
	板 谷 俊 雄	隠岐地区海運組合 理事長
	香 川	田 村 敦 市
藤 原 恵 三 郎		香川県海苔養殖研究会 会長
高 橋 昭		香川県漁業共済組合 専務理事
山 本 信 博		香川県漁業操業安全協会 事務局長
打 越 貞 光		香川県農林水産部 水産課長
小 野 知 足		香川県水産試験場 場長
宮 田 正 美		香川県生活環境部環境局 環境保全課長
星 川 栄 三 郎		香川県商工会議所連合会 専務理事
秦 泉 寺 昇		四国電力(株)高松支店 支店長
久 米 房 之 助		香川県石油商業組合 理事長
雑 喉 平 三 郎	香川県海運組合 理事長	
愛 媛	二 宮 英 二	愛媛県漁業協同組合連合会 専務理事
	檜 垣 哲 男	愛媛県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	上 田 清 水	愛媛県漁業共済組合 参事
	赤 崎 和 典	愛媛県漁業信用基金協会 専務理事
	原 田 和 典	愛媛県水産局 水産課長
	菊 地 弘 二	愛媛県中予水産試験場 場長
	野 本 俊 二	愛媛県保健環境部 環境保全課長
	長 谷 部 稔 三	愛媛県商工会議所連合会 事務局長
	星 川 浩 三	四国電力(株)松山支店 支店長
	大 塚 卓 雄	コスモ松山石油(株) 総務部長
白 石 義 弘	愛媛地区海運組合 理事長	
高 知	木 村 光 廣	高知県漁業協同組合連合会 専務理事
	久 保 光 男	高知県漁業共済組合 専務理事
	中 西 憲 三	高知県漁業信用基金協会 専務理事
	森 本 源 一 郎	高知県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	広 沢 国 昭	高知県海洋局 水産振興課長
	清 遠 英 雄	高知県水産試験場 場長
	小 宮 大 一 郎	高知県保健環境部 環境対策課長
	下 元 敏 晴	高知弁護士会 弁護士
	田 上 正 雄	高知県商工会議所連合会 専務理事
	洪 谷 唯 猪	高知県石油業協同組合 専務理事
	立 田 敬 二	高知県海運組合 理事長

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
福 岡	白 木 秋 好 小 宮 光 峰 佐 野 雄 一 畑 中 進 高 田 秀 一 高 木 凱 昭 西 山 世 津 男 伊 藤 正 行 若 杉 健 太 郎 伊 藤 陽 一 郎 有 田 和 磨	福岡県漁業協同組合連合会 専務理事 福岡県信用漁業協同組合連合会 専務理事 福岡県漁船保険組合 専務理事 福岡県漁業共済組合 参事 福岡県保健環境部 公害課長 福岡県水産林務部 漁政課長 福岡県水産海洋技術センター所長 福岡県商工会議所連合会 事務局長 (株)新出光 代表取締役名誉会長 九州電力(株) 取締役電源立地部長 九州地方海運組合連合会 専務理事
大 分	藤 谷 新 一 宮 本 武 富 沢 泰 一 阿 部 哲 次 一 木 克 治 池 辺 清 士 堀 隆 喜 安 見 蔚 橋 田 茂 仁 伊 藤 維 威 首 藤 秀 敏	大分県漁業協同組合連合会 代表理事会長 大分県漁業協同組合連合会 副会長理事 大分県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 大分県漁船保険組合 組合長 大分県林業水産部 漁政課長 大分県保健環境部 環境管理課長 大分県水産試験場 場長 大分県商工会議所連合会 専務理事 昭和電工(株)大分事業所 所長 九州石油(株)大分製油所 取締役副所長 大分県海運組合 専務理事
長 崎	岡 村 一 弘 金 田 典 久 坂 江 松 一 郎 甲斐原 英 雄 井 上 楠 和 松 下 宜 敬 田 村 武 久 高比良 昇 石 橋 要 藤 岡 邦 雄 大久保 栄	長崎県漁業協同組合連合会 専務理事 長崎県信用漁業協同組合連合会 融資部長 長崎県漁業信用基金協会 参事 長崎県漁業共済組合 参事 長崎県水産部 生産流通課長 長崎県生活環境部 環境保全課長 長崎県水産試験場 場長 長崎県商工会議所連合会 事務局長 長崎県経営者協会 専務理事 長崎県石油協同組合 理事長 長崎地区海運組合 事務局長
鹿 児 島	中 村 幸 雄 上 田 喜 八 郎 阿久根 邦 夫 茶 園 正 明 塩 満 暁 洋 小 磯 誠 行 荒 牧 孝 行 村 尾 勉 坂 井 正 行 田 中 稔 菊 次 修	鹿児島県漁業協同組合連合会 専務理事 鹿児島県信用漁業協同組合連合会 専務理事 鹿児島県漁業共済組合 専務理事 鹿児島大学水産学部 学部長 鹿児島県林務水産部 水産振興課長 鹿児島県環境生活部 環境管理課長 鹿児島県水産試験場 場長 鹿児島県環境技術協会 専務理事 九州電力(株)鹿児島支店 支店長 鹿児島商工会議所 専務理事 鹿児島内航海運組合 事務局長



	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
沖 繩	伊野波 盛 仁	沖縄県漁業協同組合連合会 専務理事
	国頭 正 秀	沖縄県信用漁業協同組合連合会 専務理事
	上原 孝 信	沖縄県漁業共済組合 参事
	奥間 徳五郎	沖縄県漁業信用基金協会 専務理事
	仲田 豊 博	沖縄県農林水産部 漁政課長
	金城 喜 榮	沖縄県環境保健部環境保全室 室長
	新垣 盛 敏	沖縄県水産試験場 場長
	米村 幸 政	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
	金城 正 博	沖縄電力(株) 研究開発部長
	稲嶺 康 久	沖縄石油精製(株) 安全環境部長
	慶田 欣 政	沖縄地方内航海運組合 専務理事



## 評議員の委嘱について

当基金の評議員に異動があり、次のとおり委嘱しました。

委嘱年月日	新	旧
H 8. 4. 17	仲 田 豊 博 沖縄県農林水産部漁政課長	嘉 数 清 ( 同 左 )
H 8. 6. 27	越前谷 平八郎 (社)日本船主協会法規専門委員会委員長	北 出 莊 二 ( 同 左 )

(任期は、前任者の残任期間平成9年3月5日まで)

## 中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱について

当基金の中央漁場油濁被害等認定審査会委員に異動があり、次のとおり委嘱しました。

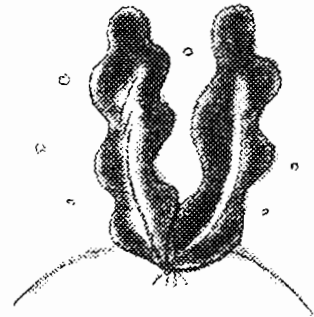
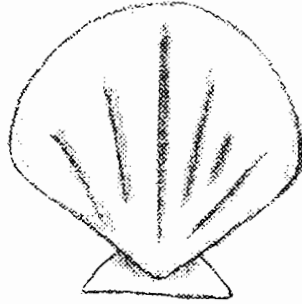
委嘱年月日	新	旧
H 8. 4. 2	志 田 正 義 日本船主責任相互保険組合損害調査部部长代理	塚 田 三 男 ( 同 左 )
H 8. 7. 18	堤 豊 全国漁業協同組合連合会漁政部長兼沿岸漁業振興部長	生 明 登 (全国漁業協同組合) 連合会常務理事
H 8. 7. 18	高 梨 芳 男 (社)日本船主協会法規専門委員会委員	吉 田 進 ( 同 左 )

(任期は、前任者の残任期間平成9年6月30日まで)

(官庁等人事異動)

## 官庁人事異動

所 属	発令年月日	職 名	新 任 者	前 任 者
通商産業省	H 8 . 4 . 1	環境立地局 環境政策課 係長	荒 木 久 男	漆 畑 昌 寿
	H 8 . 6 . 1	環境立地局 環境政策課課長補佐	浅 井 良 二	清 野 正 士
運 輸 省	H 8 . 4 . 1	海上交通局 総務課 管理係長	峯 裕	佐久間 正 男



## (事務所移転のお知らせ)

当基金では、かねてより事務所の移転計画を進めてまいりましたが、この度、下記住所への移転が完了し、7月29日(月)から新事務所で業務を行っていますので、お知らせします。

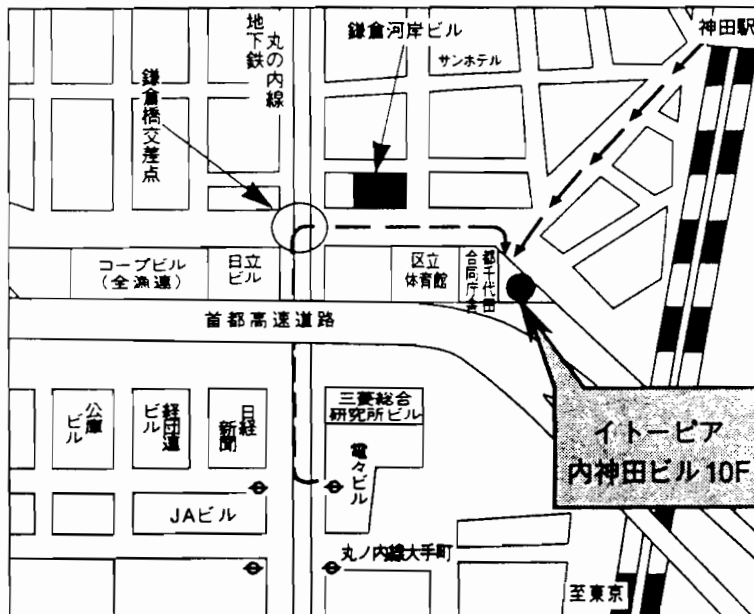
今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、電話番号、FAX 番号は変更ありません。

(財) 漁場油濁被害救済基金

### 記

新住所: 〒101 東京都千代田区内神田2-1-14  
イトーピア 内神田ビル10階  
TEL 03-3254-7033  
FAX 03-3254-3978



交通: JR 神田駅 徒歩5分  
営団地下鉄大手町出口A2出口から5分



海岸へのオイルボール漂着状況

平成7年12月、鹿児島県奄美大島北部海岸一帯に柔らかいオイルボールが大量に漂着し、再流出して定置網や磯根資源に被害の恐れがあり、地元漁業者により海岸の清掃が行われた。

(編集後記)

まだまだ暑さの厳しい今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

本年実現した国民の祝日「海の日」を記念したイベントも数多く催され、皆様方もそれぞれの思いを胸に参加されたことと思いますが、海にかかわる者として今後とも一層「安全できれいな海」を目指して頑張っていきたいと思います。

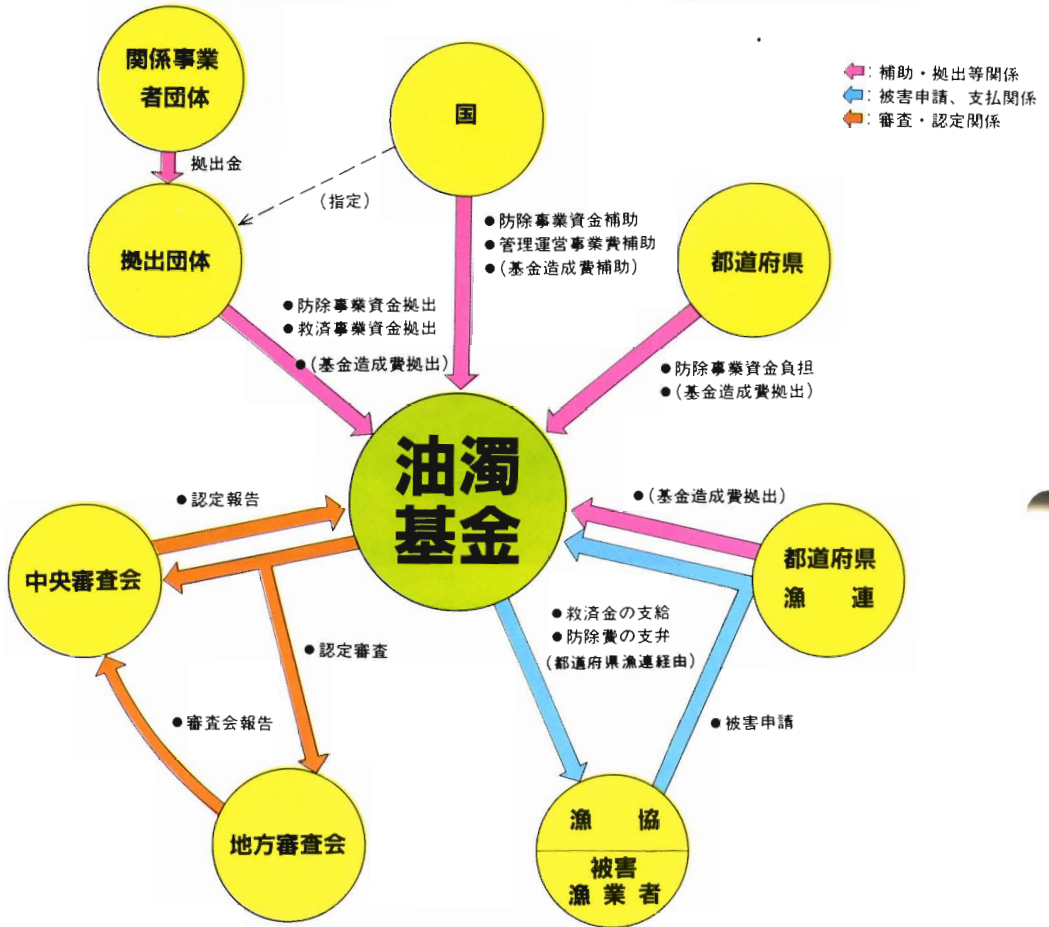
ところで、今年になってからのオイルボール等油の漂着事故は、今の所比較的少なく漁業関係者もほっとしていることと思いますが、今後ともこのような状況で推移し、順調な漁業活動が続けられるよう祈るばかりです。

さきに、お知らせしましたが当基金の事務所は昭和50年3月に設立されて以来の住みなれた「鎌倉河岸ビル」6Fから、すぐ近くの「イトーピア内神田ビル」10Fに移転しました。

新事務所の窓からはJR神田駅界隈の街並が一望でき、特に夜景もすばらしい場所に位置しています。

新事務所では、より快適な環境で仕事ができるものと役職員一同頑張っていますので、皆様方もお近くへお越しの折には是非お立寄り下さいますようお願いしています。

# 漁場油濁被害救済制度のしくみ



## 拠出団体

農林水産省関係  
通商産業省関係

(社)大日本水産会  
石油連盟  
(社)経済団体連合会  
(社)日本貿易会  
日本アンモニア協会  
(社)日本ガス協会  
運輸省関係  
(社)日本船主協会  
(財)日本船舶振興会

電気事業連合会  
(社)日本電機工業会  
(社)日本産業機械工業会  
日本化学繊維協会

(社)日本鉄鋼連盟  
(社)日本自動車工業会  
石油化学工業協会  
(社)セメント協会

日本内航海運組合総連合会

(社)日本旅客船協会

発行日 1996年8月  
発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金  
住所 〒101 東京都千代田区内神田2-1-14  
イトーピア内神田ビル10階  
電話 03-3254-7033  
ファックス 03-3254-3978 ㊦